

令和7年度 コールセンター Q&A

平成 27 年 3 月 17 日 作 成
令 和 7 年 4 月 2 日 変 更

【作成の目的】

このQ&Aは、6月16日オープンの「コールセンターにおける市民対応用」を第一目的として作成しました。

★参考URL

横浜市暮らしのガイド

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/insatsubutsu/lifeguide.html>

横浜市国民健康保険のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/>

〔目次〕

脱退(死亡含む)・加入・引っ越し・保険証発行等

脱退について

- [Q01](#) 病院にかからない(保険料が高い)ので、国民健康保険をやめたい。
- [Q02](#) 勤め先の健康保険(社会保険)に加入中なのに、保険料額通知書が届いた。
- [Q03](#) 就職して社会保険に加入した。自動的に切り替わるのか(資格喪失手続きは不要か)。
- [Q04](#) 国民健康保険をやめる手続きをしたいが、世帯主は平日区役所に行けない。どうしたら良いか。
- [Q05](#) 月の途中で国民健康保険から社会保険に移った場合、保険料は二重に納付することになるのか。
- [Q06](#) 国民健康保険をやめる手続きを忘れていたのだが、手続き前に(6月期分の)納期限が来てしまう。社会保険に加入中なので納付しなくても良いか。
- [Q07](#) あて名の本人は死亡したが、保険料額通知書が届いた。

加入について

- [Q08](#) 妻・子どもが社会保険をやめるので、国民健康保険の扶養の手続きをしたい。

引っ越しについて

- [Q09](#) 同じ区内で転居したが、届出は必要か。
- [Q10](#) 市内の他区に転居したが、届出は必要か。
- [Q11](#) 子どもが地方の大学に入学したが、保険証はそのまま使えるか。
- [Q12](#) 近々、市外や海外に転出する予定だが、国民健康保険の手続きは必要か。
- [Q13](#) 両親と同居していたが、同じ区内で一人暮らしをするため、国民健康保険証を分けてほしい。

保険証の発行、その他について

- [Q14](#) 国民健康保険の資格確認書を紛失した。再交付の手続きをしたい。
- [Q15](#) 世帯主は加入していないのに資格確認書に名前があるが、利用できるのか。
- [Q16](#) 住民票上の世帯主でない者を国民健康保険における世帯主にしたい。
- [Q17](#) 今年70歳になるが、自己負担額は変わるか。

県単位化(国民健康保険の運営主体が、各自治体から各県に変わったこと)等

[Q18](#) 他都市と比べて、横浜市の保険料は高いのではないかと。

令和7年度の保険料率の決め方等

保険料率について

- [Q19](#) 令和7年度の保険料率を知りたい。
- [Q20](#) 保険料率の過年度推移を知りたい。
- [Q21](#) 保険料率は、いつ、どのように決定したのか。
- [Q22](#) 納付金の算定はどのように行っているのか。
- [Q23](#) 納付金の決定について不満があるが、どこに問合せればよいか。
- [Q24](#) 市費繰り入れ(法定外繰り入れ)を行っているのはなぜか。
- [Q25](#) 保険料には職員給与や事務費・施設費等が含まれているのか。
- [Q26](#) 未納対策はどのように行っているのか。

保険料率のうち、医療分・支援分・介護分について

(医療分)

- [Q27](#) 医療分(基礎賦課額)とは何か。
- [Q28](#) 「基準総所得金額見込総額」はどのように見込んだのか。
- [Q29](#) 医療費はどのように見込んでいるのか。
- [Q30](#) 医療費の推移はどうなっているか。

(支援分)

- [Q31](#) 支援分(後期高齢者支援金等賦課額)とは何か。
- [Q32](#) 私は後期高齢者ではないので、「支援分」を納付する必要がないと思う。

(介護分)

- [Q33](#) 介護分(介護納付金)とは何か。
- [Q34](#) 私や家族は介護サービスを受けておらず、将来も受けるつもりも無いので、「介護分」を納付したくない。
- [Q35](#) 自分は65歳以上であり、介護保険料を納めているのに、なぜ「介護分」を納付しなければならないのか。
- [Q36](#) ○月に65歳の誕生日を迎え、○月の翌月以降は介護保険料を納付するようになったので、国民健康保険料のうち介護分が無くなり、安くなると思うのだが減らないのはなぜか。二重払いではないのか。
- [Q37](#) 1日生まれだが、なぜ介護分を前月から納付しなければならないのか(年度途中の40歳年齢到達者向け)。

子ども子育て支援金(R8年度施行予定)

- [Q38](#) 今回の保険料に「子ども子育て支援金」の財源は含まれているのか。
- [Q39](#) 子ども子育て支援金はいつから保険料に加算されるのか。
- [Q40](#) 保険料に加算される「子ども子育て支援金」はどれくらいになるのか。

保険料の**計算方法**、請求先、最高・最低金額等

保険料の請求先について

- [Q41](#) 世帯主は国民健康保険に加入していないが、なぜ通知書が届いたのか。
- [Q42](#) なぜ世帯主が納付義務者なのか。なぜ保険料の算定は世帯単位で計算するのか。
- [Q43](#) チラシに「法令の定めにより世帯主に請求」とあるが、具体的な法令を教えてください。
- [Q44](#) 個人の所得金額の記載は、個人情報ではないか。同じ世帯でも知られたくない。
- [Q45](#) 通知書の送付先を変更したい(あて名はそのままでもいいが、介護のため一時的に住民票と違う場所に住んでいるなど)。

保険料の最高(賦課限度額)・最低金額等について

- [Q46](#) 最高保険料額(賦課限度額)はいくらか。
- [Q47](#) 最高保険料額(賦課限度額)の過年度推移を知りたい。
- [Q48](#) 最高保険料額(賦課限度額)に達する収入金額について知りたい。
- [Q49](#) 最低保険料額はいくらか。
- [Q50](#) 最低保険料額となる収入金額について知りたい。

計算方法等について

- [Q51](#) 保険料額**決定**通知書の見かたを教えてください。
- [Q52](#) 保険料額通知書の見かたをおしえてほしい。
- [Q53](#) 収入が変わらないのに昨年と比べて保険料額が高くなっている。なぜか。
- [Q54](#) 保険料の計算方法を具体的に説明してほしい。
- [Q55](#) 基準総所得金額等とは何か。総所得金額とは何か。
- [Q56](#) 総所得金額は、確定申告書のどこの金額を指すのか。
- [Q57](#) いつの時点の資格・所得・課税に基づいて算定しているのか。
- [Q58](#) 保険料の算定は、なぜ前年の収入を基準とするのか。社会保険のように現在の収入計算にすべきだ。
- [Q59](#) 税金は非課税なのに、なぜ保険料を負担しなければならないのか。
- [Q60](#) ○月に 75 歳の誕生日を迎える。そのため、○月の翌月以降は後期高齢者医療保険料を納付するようになり、国民健康保険料は安くなるはずだが通知書では減っていない。なぜか。
- [Q61](#) 市外の施設に入所している家族の分の保険料が合わせて請求されているが、どういうことか。
- [Q62](#) 加入していない被保険者の名前があるが、どういうことか。
- [Q63](#) 国民健康保険料額**決定**通知書と国民健康保険料額通知書の計 2 枚が届いたが、どういうことか。

収入の申告について

- [Q64](#) 前年に収入が無いまたは非課税所得(遺族年金等)のみあるが、申告の手続きはどこで行うのか(どこに行けばいいのか)。
- [Q65](#) 収入の申告をしていないが、保険料はどのように算定されたのか。
- [Q66](#) 去年は働いていて収入もあったが、通知書の所得割額が 0 円になっているのはなぜか。
- [Q67](#) 申告に修正があり、市民税については変更した。国民健康保険料も変更したい。

保険料の割引(軽減・減免)等

7割・5割・2割の減額(低所得世帯の被保険者均等割額の減額)について

[Q68](#) 均等割額の減額(低所得世帯の被保険者均等割額の減額)とは。

[Q69](#) 特定同一世帯所属者とは何か。

[Q70](#) 低所得世帯の被保険者均等割額の減額の適用の有無は保険料額決定通知書のどこを見れば分かるのか。

[Q71](#) 通知書を見ると自分は低所得世帯の被保険者均等割額の減額となる所得金額なのに、対象となっていないのはなぜか。

[Q72](#) 減額の適用に申請は必要か。

子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額(子ども世帯軽減)(R4年度～)について

[Q73](#) 子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額とは。また、計算方法を教えてください。

[Q74](#) 子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額の対象とならないのは、どのような場合か。

[Q75](#) 子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額の対象となっているかはどのように確認するのか。

未就学児の被保険者均等割額の減額(R4年度～)について

[Q76](#) 未就学児の被保険者均等割額の減額とは。また、計算方法を教えてください。

[Q77](#) 未就学児の被保険者均等割額の減額の対象となっているかはどのように確認するのか。

旧被扶養者減免について(6月21日以降)

[Q78](#) 旧被扶養者減免の通知が届いたが、これはどのようなものか。

[Q79](#) 昨年度6月下旬に旧被扶養者減免の通知が届いたが、今年を対象になっているか。

[Q80](#) 減免額が0円の旧被扶養者減免通知書が届いたが、これはどういうことか。

[Q81](#) 旧被扶養者減免通知書はなぜ決定通知書とともに送付しないのか。税金のムダではないか。

[Q82](#) 「減免承認決定通知書」の再発行はできないのか。

[Q83](#) 保険料額決定通知書には「合計額(今年度分の保険料額)」と記載があるが、減免承認決定通知書にも「減免後保険料額」と記載があり、どちらが今年度分の保険料額なのかわかりにくい。

その他の減免・軽減について

[Q84](#) 会社の退職理由によっては保険料が安くなると聞いた(非自発的失業軽減・失業軽減・雇用軽減ともいう)が、自分は対象か。

[Q85](#) 障がい者がいる世帯に対し、保険料の減額の制度はあるか。

[Q86](#) 特定健診は受けないので、その分保険料を安くしてほしい。

[Q87](#) 医療機関で受診する回数が少ない人は、保険料を安くできないか。

[Q88](#) 収入が少ないため、保険料の軽減・減免を受けたい。

[Q89](#) 保険料の納付が困難だ。どこに相談すればよいか。

出産被保険者の保険料減額(産前産後軽減)(R6年1月～)について

- [Q90](#) 出産被保険者の保険料減額(産前産後軽減)とは。また、計算方法を教えてほしい。
- [Q91](#) 出産被保険者の保険料減額(産前産後軽減)の対象となっているかはどのように確認するのか。
- [Q92](#) 令和6年1月1日以降の出産でないと対象にならないのか。
- [Q93](#) 出産の予定日で届出をしたが実際の出産の日と異なっていた場合、再度届出をするのか。
- [Q94](#) 届出期限はあるのか。

全期前納用納付書関連

- [Q95](#) 全期分を前納することによる保険料の割引はあるのか。
- [Q96](#) 2枚納付書が入っているが、2枚とも納付する必要があるのか。
- [Q97](#) 全期を一括で払いたくない場合、全期前納用納付書は破棄しても良いか。
- [Q98](#) 全期前納用納付書の1枚だけで全期分を納付することができるのか。
- [Q99](#) 6～3月期分の各期納付書(計10枚)を前もって一度に送ってほしい。
- [Q100](#) コンビニエンスストア納付は可能か。
- [Q101](#) なぜ30万円以上だとコンビニエンスストアで納付ができないのか。
- [Q102](#) なぜ65歳以上の者に全期前納用納付書を同封しないのか。
- [Q103](#) 自分は今年の10月から特別徴収となりそうだが、特別徴収ではなく納付書で全期前納(一括払い)したい。
- [Q104](#) 納付書ではなく、口座振替で一括納付したい。
- [Q105](#) 全期前納用納付書の期限が切れてしまった。いつまで使えるか。
- [Q106](#) 6月期分もしくは全期前納用の納付書を再発行してほしい。
- [Q107](#) 納付書が届いてから納付期限までの期間が短い。もっと早く納付書も決定通知書も送るべきだ。
- [Q108](#) 昨年は全期前納用納付書が入っていたのに今年が入っていない。
- [Q109](#) 自分が特別徴収されるかどうか7月の額通知書で確認してから全期前納用納付書で納付したい。

特別徴収(年金からの天引き)関連

- [Q110](#) 今年、特別徴収が可能な65歳となったが、特別徴収ではなく普通徴収となっている。なぜか。
- [Q111](#) 自分が特別徴収となるか、教えてほしい。
- [Q112](#) 特別徴収になるかどうか、いつ通知されるのか。
- [Q113](#) なぜ、6月の段階で特別徴収になるかどうか記載しないのか。
- [Q114](#) 特別徴収されるとしたら、どの年金から徴収されるのか教えてほしい。
- [Q115](#) 特別徴収される年金の、定められた優先順位とは。
- [Q116](#) 年金を複数種類受給しているが、特別徴収される年金の種類は選択できるのか。
- [Q117](#) 介護保険料と国民健康保険料で、特別徴収する年金が違う場合はあるか。
- [Q118](#) 法令の定めにより、特別徴収対象者は納付書での納付ができないとチラシにあるが、具体的な法令を教えてほしい。
- [Q119](#) 特別徴収となる条件のうち、「オ 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の2分の1を超えない」とある。計算方法を教えてほしい。
- [Q120](#) 特別徴収の条件に「特別徴収の対象となる公的年金を年額18万円以上受給している」とあるが、なぜ18万円なのか。
- [Q121](#) なぜ特別徴収の対象は74歳未満なのか。74歳がいる世帯は特別徴収にならないのか。
- [Q122](#) 世帯主が75歳以上(後期高齢者)で、世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、世帯主の年金から介護、後期、国保分の保険料が特別徴収されることになるのか。

[Q123](#) 75 歳到達時は、国民健康保険の特別徴収額が後期高齢者医療制度に引き継がれて調整されるのか。

[Q124](#) 世帯主以外の者の年金から特別徴収してほしい。

[Q125](#) 特別徴収を拒否する申請方法を教えてほしい。

納付(徴収)方法等

[Q126](#) 徴収方法や納付方法を変更したい。(特別徴収の要件に該当する方)

[Q127](#) 徴収方法や納付方法を変更したい。(特別徴収の要件に該当しない方)

[Q128](#) 口座振替の手続きをしたのに納付書が届いた。手続きは済んでいないのか。

[Q129](#) 口座振替依頼書の書き方を教えてほしい。

[Q130](#) 世帯主以外の口座を引き落とし口座に指定できるか。

[Q131](#) 4、5 月分が口座から引き落とされていない。4、5 月分の納付書が届かない。

[Q132](#) 口座振替で納付しているが、残高不足で引き落とされなかった場合の納付方法について教えてほしい。

[Q133](#) 特別徴収または口座振替払いたが、一括で払いたい。

[Q134](#) クレジットカード払い、ペイジー払いは可能か。

[Q135](#) 納付書が入っていないが、どうやって納付するのか。

[Q136](#) 納付書の期限が切れてしまったが、いつまで使用可能か。

[Q137](#) コンビニ等での納付書払いや口座振替以外の納付方法はあるか。

国民健康保険に係る基礎知識・その他

[Q138](#) 保険料額決定通知書の文字が小さくて読みづらい。

[Q139](#) 保険料額決定通知書は再発行できないのか。

[Q140](#) 介護保険に関する問合せ先を教えてほしい。

[Q141](#) 国民健康保険の特定健康診査に関する問合せ先を教えてほしい。

[Q142](#) 後期高齢者医療保険制度に関する問合せ先を教えてほしい。

[Q143](#) その他、市政一般に関する問合せ先を教えてほしい。

マイナンバーカードの保険証利用について

[Q144](#) マイナンバーカードを保険証として利用できるのか。

[Q145](#) オンライン資格確認とは何か。

[Q146](#) マイナンバーカードを健康保険証として利用するための「利用登録」の方法は。

[Q147](#) マイナンバーカードの申請方法は。

[Q148](#) 保険証はなくなったのか。

[Q149](#) マイナ保険証を持っていない人はどうしたらいいのか。

[Q150](#) 限度額適用認定証は不要になるのか。

マイナ保険証切り替え後の資格確認書等一斉交付について

- [Q151](#) 紙の保険証(または資格確認書)の期限が令和 7 年 7 月 31 日で切れるが、どうなるのか。
- [Q152](#) 資格確認書とはどのような書類か。
- [Q153](#) 資格情報のお知らせとはどのような書類か。
- [Q154](#) 資格確認書、資格情報のお知らせが交付されるのはどのような場合か。
- [Q155](#) 資格確認書または資格情報のお知らせが届いてないのだが。
- [Q156](#) 窓口で手続きをした後、すぐに受診をしたいのだが。
- [Q157](#) 資格確認書、資格情報のお知らせの有効期限は？
- [Q158](#) 資格情報のお知らせではなく資格確認書が欲しいのだが。
- [Q159](#) 施設入居等の理由によりマイナ保険証での受診が困難な場合どうすればよいか。

脱退(死亡含む)・加入・引っ越し・保険証発行等

Q01 病院にかからない(保険料が高い)ので、国民健康保険をやめたい。

A01 誠に恐れ入りますが、任意で国民健康保険をやめることはできません。

日本では国民皆保険制度(こくみんかいほけんせいど)がとられており、後期高齢者医療制度に該当されている方、職場の健康保険に加入している方とその扶養家族、生活保護を受けている方などを除き、その市町村に住んでいる方はすべてその市町村が行う国民健康保険に加入しなければならず、任意で国民健康保険をやめることはできません。

[TOP](#)

Q02 勤め先の健康保険(社会保険)に加入中なのに、保険料額通知書が届いた。

A02 国民健康保険をやめる(資格喪失の)お手続きはお済みでしょうか。

【届出済みで他に国民健康保険の加入者がいない場合】

加入されていた期間の保険料額をお知らせしています。

【届出が済んでいない場合】

国民健康保険をやめる(資格喪失の)お手続きが必要です。

世帯主様よりお住まいの区の区役所保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則新たに加入した健康保険の資格取得日から 14 日以内)

お届出の際に、保険料を再計算いたします。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・加入した健康保険の資格取得日が確認できるもの(やめる方全員分)
(保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険資格取得証明書、マイナンバーカード+マイナポータル資格画面等)
- ・国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書(やめる方全員分)
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)

また、就労等により区役所開庁時間内の来庁が困難な場合、郵送による届出も承ります。
詳細は、市ホームページをご覧ください。

<市ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/todokede/yuusoutetuduki.html>

やむを得ない事情等があり、個別に対応が必要な場合は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にご相談ください。

[TOP](#)

Q03 就職して社会保険に加入した。自動的に切り替わるのか(資格喪失手続きは不要か)。

A03 自動的に切り替わらないため、国民健康保険をやめる(資格喪失の)お手続きが必要です。

世帯主様よりお住まいの区の区役所保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則新たに加入した健康保険の資格取得日から 14 日以内)

なお、世帯の国民健康保険加入者全員がお勤め先の健康保険に移る場合、届出時に保険料の精算を行います。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・加入した健康保険の資格取得日が確認できるもの(やめる方全員分)
(保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険資格取得証明書、マイナンバーカード+マイナポータル資格画面等)
- ・国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書(やめる方全員分)
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)

また、就労等により区役所開庁時間内の来庁が困難な場合、郵送による届出も承ります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

<市ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/todokede/youusoutetuduki.html>

やむを得ない事情等があり、個別に対応が必要な場合は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にご相談ください。

[TOP](#)

Q04 国民健康保険をやめる手続きをしたいが、世帯主は平日区役所に行けない。どうしたら良いか。

A04 お手続きにつきましては原則世帯主の方に行っていただく必要がありますが、代理の方によるお手続きも可能です。

住民票が同じご世帯の方以外が届出をされる場合は、委任状をお持ちください。

代理の方が住民票の同じご世帯の方であれば、委任状がなくても委任があったものとみなし、届出をお受けいたします。

なお、横浜市内の区役所は、毎月第2・第4土曜日の午前9時から正午まで業務を行っておりますので、平日のご来庁が難しい場合は是非ご利用ください。

また、就労等により開庁時間内のご来庁自体が困難な場合、郵送による届出も承ります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

<市ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/todokede/yuusoutetuduki.html>

やむを得ない事情等があり、個別に対応が必要な場合は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にご相談ください。

[TOP](#)

Q05 月の途中で国民健康保険から社会保険に移った場合、保険料は二重に納付することになるのか。

A05 二重にご納付いただくことはありません。

月の途中で国民健康保険からお勤め先の健康保険に変わった場合、国民健康保険の保険料はやめられた月の前月分まで発生いたします。

横浜市の国民健康保険料は、年間の保険料(12か月分)を6月期から3月期までの10回に分けて納めていただく仕組みのため、保険料算定期間(加入期間)と実際に保険料を納める月は一致しません。

また、国民健康保険をやめられた後でも、①精算金額分や②税更正による基準総所得金額の変更等の理由により、保険料を請求する場合があります。

いずれの場合も、保険料は加入期間だけで算定いたしますので、二重払いはありません。(※)

(※)例外的に、勤め先の健康保険料と国民健康保険料を二重に負担しなければならない場合がある。

例：4月2日に国保喪失し、社保加入。その後、4月29日に社保喪失し、国保加入。

上記例のように同月中に社会保険を加入・喪失している場合、社保・国保ともに4月分の保険料を負担する必要がある。

[TOP](#)

Q06 国民健康保険をやめる手続きを忘れていたのだが、手続き前に(6月期分の)納期限が来てしまう。社会保険に加入中なので納付しなくても良いか。

A06 令和7年4月末日時点で社会保険に加入していたか否かで、ご案内が異なります。

令和7年4月末日時点で社会保険に加入していた場合、**納付は不要です。**

令和7年4月末日時点で社会保険に加入していなかった(資格取得日が5月1日以降の場合)、**ご納付いただく必要があります。**

いずれにせよ、国民健康保険をやめるお手続きがなされないままですと、督促状や催告書(差押事前通知書)等をお送りすることになるため、お早めのお手続きをお願いいたします。

なお、ご納付くださったことにより横浜市が保険料をいただきすぎた場合、国民健康保険をやめるお手続きの後、還付通知書にてお知らせした上で還付いたします。

[TOP](#)

Q07 あて名の本人は死亡したが、保険料額通知書が届いた。

A07 お亡くなりになられた方のお名前あてでお送りし、誠に申し訳なく存じます。
何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

ところで、お亡くなりになられたことに伴う(資格喪失の)お手続きはお済みでしょうか。

【届出済みの場合】

ご本人様のご存命だった期間の保険料額をお知らせしています。

【届出が済んでいない場合】

国民健康保険をやめる(資格喪失の)お手続きが必要です。

お住まいの区の区役所保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則死亡後14日以内)
なお、国民健康保険の加入者がお亡くなりになった場合、葬祭を行った方(喪主)に「葬祭費」として5万円が支給されます。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・亡くなられた方の国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)
- ・(喪主以外の口座へ振り込む場合)印鑑(喪主の方名義での朱肉を使用するもの)
- ・葬祭を行った方および葬祭日の確認できる書類(葬儀店の領収書、請求書又は会葬礼状など)
- ・預金通帳または振込先を確認できるもの

[TOP](#)

Q08 妻・子どもが社会保険をやめるので、国民健康保険の扶養の手続きをしたい。

A08 国民健康保険では、お勤め先の健康保険(社会保険)のように「本人」「被扶養者」などの考え方はなく、一人一人が「被保険者」となり、それぞれに保険料もかかります。

お勤め先を退職した場合、お勤め先の健康保険を最大2年間継続することができる「任意継続」という制度があり、国民健康保険とどちらか一方を選択することができます。

「任意継続」を選択する場合、退職後20日以内にお勤め先または加入していた健康保険組合等で手続を行う必要があります。

国民健康保険を選択する場合は下記のものをお持ちいただき、お住まいの区の区役所保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則社会保険の資格喪失日から14日以内)

社会保険をやめて国民健康保険に加入する場合、窓口でのお手続きの他、郵送申請またはマイナポータルを使用したオンライン申請をすることができます。詳しくは、市ホームページをご参照ください。

【郵送によるお手続き】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/todokede/yuusoutetuduki.html>

【オンラインによるお手続き】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/todokede/onlinetetuduki.html>

<ご用意いただくもの(案内必須)>

・やめた健康保険の資格喪失日が確認できるもの

(健康保険資格喪失証明書、マイナンバーカード+マイナポータル資格画面等)

※資格喪失証明書は、やめた職場または資格確認書等を発行したところでもらってください。

※マイナポータル資格画面の写しの場合、今回ご加入される方全員分の写し(マイナポータルの証明書>健康保険証の「マイナンバーカード利用状況」下に表示される「この資格情報では～(有効終了日令和〇年〇月〇日)」の画面及び、「氏名」から「保険者名」までの画面の写し(スマートフォンの場合2頁にわたります))が必要になります。

・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)

・預貯金通帳と金融機関届出印。ペイジー口座振替受付サービスの場合はキャッシュカード(口座振替手続済みの場合は不要)

[TOP](#)

Q09 同じ区内で転居したが、届出は必要か。

A09 住所変更のお手続きが必要です。

先にお住まいの区の区役所戸籍課登録担当で住所変更手続きを行ってから、保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則転居日から14日以内)

新しい「資格確認書」も「資格情報のお知らせ」も一定の本人確認書類をご提示いただくことで、窓口にて交付しています。一定の本人確認書類の提示がない場合は後日郵送いたします。

「資格確認書」は顔写真のある本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等)1点か顔写真のない本人確認書類2点のご提示で、窓口で交付しています。

なお、「資格確認書」が郵送の場合、本人確認書類(顔写真の有無を問わない)1点にて、「資格確認書」の代わりとなる「受療証」を交付することができるため、区役所の窓口で申し出てください。

「受療証」は「資格確認書」が郵送で届くまでの間、期間を限定して保険診療を受けることができるための書類です。

「資格情報のお知らせ」は本人確認書類(顔写真の有無を問わない)1点のご提示で、窓口交付しています。

ただし、本人確認書類が最新の情報でない(引越しで住所の記載が実態と異なる等の)場合、窓口で交付できないことがあります。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・現在お持ちの国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書(転居する方全員分)
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)

[TOP](#)

Q10 市内の他区に転居したが、届出は必要か。

A10 住所変更のお手続きが必要です。

先に転居先の区役所戸籍課登録担当で転居手続きを行ってから、転居先の区役所保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則転居日から14日以内)

新しい「資格確認書」も「資格情報のお知らせ」も一定の本人確認書類をご提示いただくことで、窓口にて交付しています。一定の本人確認書類の提示がない場合は後日郵送いたします。

「資格確認書」は顔写真のある本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等)1点か顔写真のない本人確認書類2点のご提示で、窓口で交付しています。

なお、「資格確認書」が郵送の場合、本人確認書類(顔写真の有無を問わない)1点にて、「資格確認書」の代わりとなる「受療証」を交付することができるため、区役所の窓口で申し出てください。

「受療証」は「資格確認書」が郵送で届くまでの間、期間を限定して保険診療を受けることができるための書類です。

「資格情報のお知らせ」は本人確認書類(顔写真の有無を問わない)1点のご提示で、窓口交付しています。

ただし、本人確認書類が最新の情報でない(引越して住所の記載が実態と異なる等の)場合、窓口で交付できないことがあります。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・現在お持ちの国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書(転居する方全員分)
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)

[TOP](#)

Q11 子どもが地方の大学に入学したが、保険証はそのまま使えるか。

A11 学校に通うため、家族と離れて他の市町村に住むこととなった(住民票を異動した)場合は、就学中の被保険者の特例に該当する可能性があります。親元世帯が居住する区の区役所保険年金課保険係にてお手続きが必要です

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・現在お持ちの国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書(転居する方全員分)
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)
- ・在学証明書

[TOP](#)

Q12 近々市外(海外)に転出する予定だが、手続きは必要か。

A12 国民健康保険をやめる(資格喪失の)お手続きが必要です。

先にお住まいの区の区役所戸籍課登録担当で転出手続きを行ってから、保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則転出予定日から 14 日以内)

なお、世帯の国民健康保険加入者全員が転出する場合、届出時に保険料の精算を行います。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・現在お持ちの国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書(転出する方全員分)
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)

[TOP](#)

Q13 両親と同居していたが、同じ区内で一人暮らしをするため、国民健康保険の住所を分けてほしい。

A13 国民健康保険の住所変更のお手続きが必要です。

先にお住まいの区の区役所戸籍課登録担当で住所変更手続きを行ってから、保険年金課保険係に届け出てください。(届出は原則転居日から 14 日以内)

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・現在お持ちの国民健康保険の保険証またはお持ちの方は資格確認書(転居する方全員分)
- ・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)
- ・預貯金通帳と金融機関届出印(口座振替手続済みの場合は不要)

[TOP](#)

Q14 資格確認書を紛失した。再交付の手続きをしたい。

A14 お住まいの区の区役所保険年金課保険係にて再交付のお手続きが必要です。

ご本人であることが確認できた場合は窓口で新しい資格確認書を交付しますので、届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)をお持ちください。

また、新しい資格確認書を郵送交付する場合は、お手元に届くまで数日かかります。

すぐに受診なさるご予定がある場合は資格確認書の代わりに証明書として「受療証」を交付しますので、お手続き時にお申し出ください。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

・届出される方の免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類(最新の情報が記載されていること)

[TOP](#)

Q15 世帯主は加入していないのに資格確認書に名前があるが、利用できるのか。

A15 制度上世帯主は、国民健康保険の届出義務や保険料の納付義務等を果たす責任者であるため、世帯主が国民健康保険に加入しているか否かにかかわらず、世帯主あてに様々な通知を送ることとしています。

また、国民健康保険の給付を受けることができるのは、資格確認書の氏名欄に記載された方のみ

となり、加入していない世帯主の方は国民健康保険をご利用いただけません。

なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[TOP](#)

Q16 住民票上の世帯主でない者を国民健康保険における世帯主にしたい。

A16 横浜市の国民健康保険は、住民基本台帳(住民票)上の世帯主を国民健康保険の世帯主としていますが、住民基本台帳(住民票)上の世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯において被保険者本人が希望した場合、一定条件を満たせば住民基本台帳(住民票)上の世帯主以外の世帯員を「国民健康保険上の世帯主」とすることが可能です。

詳細は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にお問合せください。

(※)保険料の減額判定に影響が出る場合がある。

[TOP](#)

Q17 今年 70 歳になるが、自己負担額は変わるか。

A17 70 歳の誕生日が属する月の翌月(ただし 1 日生まれの方はその月)から、2 割または 3 割の自己負担額で受診することとなります。

誕生日が属する月(ただし 1 日生まれの方は前月)の月末までに、一部負担金の割合の記載がある「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します(手続不要)ので、資格確認書の方は医療機関等の窓口で提示してください。マイナ保険証の方は、そのままマイナ保険証をお使いください。

(参考)

※3 割負担となる方

同一世帯の国民健康保険加入者である 70 歳以上の方(以下「高齢者」)のうち、現役並み所得(住民税の課税標準額(1 月から 7 月は前々年の収入額に対する課税標準額)が 145 万円以上)がある方が 1 人でもいる世帯は 3 割負担となります。

ただし、課税標準額による判定で 3 割負担となった世帯でも、高齢者の前年(1 月から 7 月は前々年)の収入金額の合計が次の要件を満たす時は、2 割負担とすることができます。なお、この制度は本来被保険者の申請により変更するものですが、横浜市では対象と思われる方の適用条件の確認ができる場合は、原則申請なしで 2 割負担に変更しています。

- ・世帯内の高齢者が 1 人の世帯 ➡ 383 万円未満
- ・世帯内の高齢者が 2 人以上の世帯 ➡ 520 万円未満

※2 割負担となる方

次の条件のいずれかに該当する方は 2 割負担となります。

- ①前述の「現役並み所得者」に該当しない方
- ②高齢者全員の基準総所得金額の合計額が 210 万円以下の世帯に属する方

[TOP](#)

Q18 他都市と比べて、横浜市の保険料は高いのではないか。

A18 令和7年度当初予算では、本市の1人あたり保険料は、129,320 円です。

県内の他市町村との比較では、令和6年度予算で、県下市の 1 人あたり保険料の最高は140,222 円(川崎市)、最低は 83,885 円(綾瀬市)で、横浜市は 127,480 円です。

※県内の 町村 における「1人あたり保険料」(6年度予算)は把握していません。

[TOP](#)

令和7年度の保険料率の決め方等

Q19 令和7年度の保険料率を知りたい。

A19 令和7年度保険料率は以下のとおりです。

令和7年度保険料率

	医療分料率 (限度額 66万円)	支援分料率 (限度額 26 万円)	介護分料率 (限度額 17 万円)
所得割料率	8.49%	2.66%	2.81%
均等割料率	40,060 円	13,110 円	15,340 円

5月23日の市長の告示をもって正式に決定しました。

[TOP](#)

Q20 保険料率の過年度推移を知りたい。

A20 最近 5 年間の保険料率については、次のとおりです。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
医療分	7.36%	7.51%	7.85%	8.83%	8.49%
	34,430 円	35,120 円	36,640円	40,050 円	40,060 円
支援分	2.24%	2.26%	2.45%	2.65%	2.66%
	10,430 円	10,600 円	11,580円	12,460 円	13,110 円
介護分	2.65%	2.90%	3.00%	3.08%	2.81%
	14,710 円	14,980 円	15,490円	15,740 円	15,340 円

[TOP](#)

Q21 保険料率は、いつ、どのように決定したのか。

A21 保険料率は、「県から示される納付金」「医療費の伸び」「被保険者数」「加入者の所得の見込み」等の要素を基に算定しており、毎年5月下旬に保険料率を公示することで、決定となります。

Q22 納付金の算定はどのように行っているのか。

A22 県全体の医療給付費等の見込額から、県に入る公費の見込額を除いた金額が、県内市町村が負担する納付金の総額となります。県内市町村間の納付金の配分は、被保険者数や医療費水準、所得水準等に応じて配分されています。

[TOP](#)

Q23 納付金の成り立ちについて県に意見があるが、どこに問合せればよいか。

A23 神奈川県が各市町村の被保険者数や医療費水準、所得水準等を勘案して算定しており、公平な配分となっています。

納付金の決定につきましては、ご理解のほど、よろしくお願いします

<神奈川県連絡先を伝える場合>

神奈川県医療保険課:045-210-1111(県庁代表電話※担当部署直通ではないので注意)

[TOP](#)

Q24 市費繰り入れ(法定外繰り入れ)を行っているのはなぜか。

A24 横浜市国民健康保険では、被保険者の保険料負担を緩和するために市費の繰り入れを行っております。

[TOP](#)

Q25 保険料(率)には職員給与や事務費・施設費等が含まれているのか。

A25 保険料には、職員給与などの人件費や事務費は含まれていません(市費[一般財源]で賄っています)。

また、横浜市国民健康保険に保養施設等はありません。納付いただいた保険料は、医療費・後期高齢者支援金・介護納付金・特定健診・特定保健指導等を賄う財源としています。

[TOP](#)

Q26 未納対策はどのように行っているのか。

A26 納期限を経過されてもなお納付の確認できない方には督促状を送付し、再度の納付をお願いしています。

その後も納付が確認できない方については、定期的に納付の催告を行うとともに、保険料が納付できない事情等について調査を実施します。

また、保険料を納付できる資力がありながら納付しない方については、その方の所有する財産を差押え、処分させていただく場合があります。

[TOP](#)

Q27 医療分(基礎賦課額)とは何か。

A27 加入者の保険給付(医療費のうち、窓口で払う自己負担分以外)の財源となる保険料のことです。(同封する「国民健康保険料のチラシ」P. 5)

県への納付金を納めるために必要となる費用のほかに、「特定健診・保健指導に要する経費(事務費を除く)」等を加えたものが、医療分の基礎賦課額となります。

[TOP](#)

Q28 「基準総所得金額見込総額」はどのように見込んだのか。

A28 保険料所得割の算定基礎となる基準総所得金額の見込額につきましては、国や市の統計資料(所得の伸び率や社会動向等による推計等)、国民健康保険世帯の所得構成等を総合的に考慮し、決定しています。

[TOP](#)

Q29 医療費はどのように見込んでいるのか。

A29 令和7年度の医療費(見込額)は、過去の医療費実績とその経年変化をふまえて算出しています。

- 医療費(見込額) 約 2,386 億円
- 被保険者数 559,835 人
- 1人あたり医療費 約 42.6 万円

[TOP](#)

Q30 医療費の推移はどうなっているか。

A30 高齢化や医療の高度化によって、医療費は年々増加しています。横浜市国民健康保険においても同様の状況にあります。

<1人あたり医療費(全体)の推移> ※R元~R5年度は決算値、R6、R7年度は予算値 (単位:円)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
368,866	357,128	385,162	392,049	404,907	412,861	426,320

※R2は、コロナによる受診控えにより「1人あたり医療費」が減少。その後は増加傾向に戻る。

[TOP](#)

Q31 支援分(後期高齢者支援金等賦課額)とは何か。

A31 75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療に対し、国民健康保険に限らず、他の医療保険から財政支援する拠出金の財源となる保険料です。

平成 20 年度に、75 歳以上の高齢者の方等を対象とする『後期高齢者医療制度』が創設されました。『後期高齢者医療制度』では、必要となる医療給付費のうち自己負担を除いた額の5割を公費で、1割を後期高齢者医療制度被保険者(加入者)が負担する保険料で、残り4割を各医療保険の保険者からの「後期高齢者支援金」で賄う仕組みとなっています。

この「支援分」は、平成 20 年度の後期高齢者医療制度の開始に伴い創設され、後期高齢者の医療費の一部を支援する(=後期高齢者支援金を拠出する)ためのものです。

[TOP](#)

Q32 私は後期高齢者ではないので、「支援分」を納付する必要がないと思う。

A32 「後期高齢者医療制度」は、将来にわたり高齢者の医療を安定的に支えていくために、各世代それぞれの負担能力に応じて費用負担をするという考え方で創設されました。

現役世代が、国民健康保険料として「支援分」を負担して「後期高齢者医療制度」を支えることは、現行法制度に定められた仕組みですので、ご理解ください。

なお、国民健康保険では、医療給付に充てる「医療分」と、後期高齢者医療に係る医療費を支援するための「支援分」、介護保険の給付費を一部負担する「介護分」の3つの保険料を合算して、国民健康保険料として一体的に納付いただいており、これらのうちのどれかを選択して納付することはできません(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項)。

[TOP](#)

Q33 介護分(介護納付金)とは何か。

A33 40～64 歳の方からいただく「介護保険料」です。

介護保険は、40 歳以上のすべての方が加入し、保険料を負担する仕組みとなっていますが、介護サービスへの需要と、それに対する供給量は加齢に伴って増加するため、40 歳から 64 歳までの方と 65 歳以上の方とでは大きく差があることから、保険料の算定方法や徴収方法が異なります。

介護納付金とは、このうち 40 歳から 64 歳までの被保険者が負担するもので、会社の健康保険や国民健康保険といった医療保険で保険料の一部として被保険者から徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出します。

[TOP](#)

Q34 私や家族は介護サービスを受けておらず、将来も受けるつもりも無いので、「介護分」を納付したくない。

A34 介護保険制度は、高齢者の介護に係る負担を、社会全体で支えるという考え方で創設されました。

このなかで、満 40 歳以上満 65 歳未満の介護保険法に定める第 2 号被保険者については、現在、介護サービスを受けているか、受けていないかにかかわらず、加入する医療保険の保険料の一部として、介護保険制度の運営に係る費用の一部を負担することとなっております。

なお、国民健康保険では、医療給付に充てる「医療分」と、後期高齢者医療に係る医療費を支援するための「支援分」、介護保険の給付の一部を負担する「介護分」の 3 つの保険料を合算して、国民健康保険料として一体的に納付いただいており、これらのうちのどれかを選択して納付することはできません(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項)。

なにとぞご理解くださいますよう、よろしく願いいたします。

[TOP](#)

Q35 自分は 65 歳以上であり、介護保険料を納めているのに、なぜ「介護分」を納付しなければならないのか。

A35 以下のとおりです。

- ①お客様自身が、本年 5 月(または 5 月以降本日までの間)に 65 歳を迎えられた場合には、4 月の 1 か月間(または誕生月の前月までの〇か月間)分の介護分をご負担いただきます。
- ②お客様と同じご世帯の中に、40 歳から 64 歳までの方がいらっしゃる場合、その方の介護分をご負担いただきます。

詳細は、決定通知書の下部[5 保険料算定基礎]の欄の「被保険者氏名」および「保険料算定対象期間」をご確認ください。

(※)Q35 と Q36 の違い

Q35 ➡ 既に 65 歳以上であるため介護分が発生していないと思われる本人以外に、介護分が発生する世帯員がいる場合を想定した説明。

Q36 ➡ 年度中に 65 歳の誕生日を迎える方の今年度の介護分の計算方法を説明。

[TOP](#)

Q36 ○月に 65 歳の誕生日を迎え、○月の翌月以降は介護保険料を納付するようになったので、介護分が無くなり安くなると思うが減らないのはなぜか。二重払いではないのか。

A36 年度途中で満 65 歳に到達する方の介護分保険料は、当初に賦課する時点(保険料額決定通知書作成時点)で、あらかじめ年齢到達する前月までの保険料の額を算出し、医療分・支援分保険料と合算して、来年 3 月までの納期に、均等に振り分けています。

保険料の額を 3 月期までの納期数で均等に分割することにより、国民健康保険料の 1 期あたりの負担額(納付額)を少なくするために、このような方法で每期(毎月)の納付額を定めているため、保険料の額は、誕生月の前後では変わりません。

そのため、65 歳以上の方にご負担していただいている第 1 号被保険者としての介護保険料と納付する期間は重複していますが、保険料の計算期間は重複しておりません。

(※)Q35 と Q36 の違い

Q35 ➡ 既に 65 歳以上であるため介護分が発生していないと思われる本人以外に、介護分が発生する世帯員がいる場合を想定した説明。

Q36 ➡ 年度中に 65 歳の誕生日を迎える方の今年度の介護分の計算方法を説明。

[TOP](#)

Q37 1 日生まれだが、なぜ介護分を前月から納付しなければならないのか(年度途中の 40 歳年齢到達者向け)。

A37 年齢の計算においては、誕生日の前日に、満 1 年の期間を満了することとされていますので、1 日が誕生日の方は、その前月の末日に 40 歳に到達し、介護保険の(第 2 号)被保険者となります。

このため、1 日が誕生日の方は、その前月から介護分をご負担いただきます。

(参考)

ア 年齢の計算に関する法律(明治 35 年 12 月 2 日法律第 50 号)

- 1 年齢は出生の日からこれを起算す
- 2 民法第 143 条の規定は年齢の計算にこれを準用する。

イ 民法第 143 条

- (1) 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。
 - (2) 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。
- ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

[TOP](#)

Q38 今回の保険料に「子ども子育て支援金」の財源は含まれているのか。

A38 今回の保険料には含まれておりません。

(※)子ども子育て支援金とは

こども未来戦略「こども・子育て加速化プラン」における各種取組の財源の1つであり、社会保障費の歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果から、その範囲内で支援金を構築するもので、令和8年度から10年度の3か年をかけて約1兆円程度を確保するとしています。

[TOP](#)

Q39 子ども子育て支援金はいつから保険料に加算されるのか。

A39 令和8年度分の保険料から加算される見込みです。

➡なぜ保険料に上乗せ徴収されるのか。

子ども子育て支援金制度は、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全体が連携し、公平な立場で広く拠出していく仕組みであり、全世代が加入する医療保険者が保険料とあわせて賦課・徴収するものとなっています。

[TOP](#)

Q40 保険料に加算される「子ども子育て支援金」はどれくらいになるのか。

A40 国においては、「1人あたり月平均 500 円弱の負担」を見込んでおります。ただし、社会保障費の歳出改革と賃上げによる実質的な社会保険負担の軽減効果から、その範囲内で支援金を負担するため、「実質的な負担は生じない」との見解を示しています。

なお、具体的な負担額は、その方の負担能力(所得)に応じた設定となりますが、支援金を満額徴収する令和10年度の国民健康保険被保険者において、国が示した試算額では、

・年収400万円以下の場合、1人あたり「月額550円」、

・年収200万円以下の場合、低所得世帯が対象の軽減措置により、1人あたり「月額250円」になるとのことです。

【参考】令和6年4月11日付 国試算「子ども子育て支援金の負担額」(被保険者1人あたり月額)

所得	200万円	400万円	600万円	800万円	1000万円
国保	250円	550円	800円	1,100円	※

※保険料の上限額にあたる可能性があるため金額示さず

[TOP](#)

保険料の計算方法、請求先、最高・最低金額等

Q41 世帯主は国民健康保険に加入していないが、なぜ通知書が届いたのか。

A41 世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主に通知書が届きます。

国民健康保険では、保険料を世帯単位で計算し、その納付義務は世帯主が負うことが法令で規定されているためです。

[TOP](#)

Q42 なぜ世帯主が納付義務者なのか。なぜ保険料の算定は世帯単位で計算するのか。

A42 国民健康保険では、保険料を世帯単位で計算し、その納付義務は世帯主が負うことが法令で規定されています。

これは、医療給付という受益が世帯全体の経済効果となって現われることから、世帯主が納付義務を負うことが妥当と考えられているためです。

[TOP](#)

Q43 チラシに「法令の定めにより世帯主に請求」とあるが、具体的な法令を教えてください。

A43 国民健康保険法第76条の規定によります。(下記は国民健康保険法より抜粋)

(保険料の徴収の方法)

第七十六条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

[TOP](#)

Q44 個人の所得金額の記載は、個人情報ではないか。同じ世帯でも知られたくない。

A44 国民健康保険では、保険料を世帯単位で計算し、その納付義務は世帯主が負うことが法令で規定([Q43 参照](#))されています。

保険料は世帯単位で計算し、世帯主宛に請求するため、世帯の保険料の算定の基礎となっているおひとりおひとりの所得に関する情報について、保険料の請求や徴収の過程において世帯主に開示することは、個人情報の目的内利用です。

[TOP](#)

Q45 通知書の送付先を変更したい(あて名はそのままでよいが、介護のため一時的に住民票と違う場所に住んでいるなど)。

A45 成年後見人あてに送付したい等、やむを得ない事情がある場合は送付先を変更することができる場合があります。
詳細は、お住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。

[TOP](#)

Q46 最高保険料額(賦課限度額)はいくらか。

A46 下記のとおりです。

世帯内に 40 歳以上 65 歳未満の方がいる → 109 万円

世帯内に 40 歳以上 65 歳未満の方がいない → 92 万円

※内訳は [Q47](#) 参照

(参考)

賦課限度額(最高限度額)は、世帯主に納付いただく「年間の保険料額の上限金額」です。

賦課限度額が決められている理由は、国民健康保険では「納めた保険料の多寡にかかわらず、加入者は同じ給付を受ける」ため、大きな負担能力がある方から無制限に保険料を徴収することは妥当ではないという考え方から、国が定める政令の範囲内で、市が条例で定めています。

[TOP](#)

Q47 最高保険料額(賦課限度額)の過年度推移を知りたい。

A47 下記のとおりです。

◆横浜市の賦課限度額の推移(単位:万円) ※()内は政令で定める限度額

	医療分	支援分	介護分	合計
平成 31 年度	61 (61)	19 (19)	16 (16)	96 (96)
令和 2 年度	63 (63)	19 (19)	17 (17)	99 (99)
令和3年度	63 (63)	19 (19)	17 (17)	99 (99)
令和4年度	65 (65)	20 (20)	17 (17)	102 (102)
令和5年度	65 (65)	22 (22)	17 (17)	104 (104)
令和 6 年度	65 (65)	24 (24)	17 (17)	106 (106)
令和7年度	66 (66)	26 (26)	17 (17)	109 (109)

[TOP](#)

Q48 最高保険料額(賦課限度額)に達する収入金額はいくらか。

A48 下記のとおりです。

※仮定している算定条件:世帯全員が40歳以上65歳未満である場合

給与収入ベース	最高限度額 (計109万円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯
医療分	66万円	969万円	922万円	874万円
支援分	26万円	1,167万円	1,117万円	1,068万円
介護分	17万円	782万円	721万円	661万円

[TOP](#)

Q49 最低保険料額はいくらか。

A49 下記のとおりです。

一人につき最低およそ20,540円。

ただし40歳未満又は65歳以上74歳以下の者は15,940円。

なお、端数の計算があるため、2人以上の世帯の場合、単純に人数をかけた値とは異なります。

[TOP](#)

Q50 最低保険料額となる収入金額を知りたい。

A50 下記のとおりです。

基準総所得金額(Q55の③参照)が0円であり、

総所得金額等(Q55の②参照)の世帯の合算額が、43万円以下となる収入であれば、最低保険料金額となります。

<計算の参考例:一人世帯で給与収入のみ、又は年金収入のみの場合>

・給与収入額面(98万円) - 給与所得控除(55万円) = 43万円

・65歳未満:年金収入額面(103万円) - 公的年金控除(60万円) = 43万円

・65歳以上:年金収入額面(153万円) - 公的年金控除(110万円) = 43万円

※収入に対する各控除額については、お住まいの区の区役所税務課またはお住まいの区を管轄する税務署にお問合せください。

[TOP](#)

Q51 保険料額決定通知書の見かたを教えてください。

タイトルが「国民健康保険料額決定通知書」であるかをご確認ください。

A51 詳細は次ページ参照。

令和 6 年度 国民健康保険料額決定通知書

通知年月日 令和 6 年 6 月 14 日
作成年月日 令和 6 年 6 月 5 日 現在

① 231-0005
横浜市中央区本町6丁目50番地の10

000002-143
6T00-E000002#

横浜 タロウ 様

発行局課
横浜市鶴見区役所
保険年金課保険係
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
TEL 045(510)1807~09
FAX 045(510)1898

通知書番号 240600002

令和 6 年度 の国民健康保険料額を決定しましたのでお知らせいたします。

横浜市鶴見区長



区役所にお問合せの際にはこの番号をお知らせください。 01234567

② 1 世帯主
横浜 タロウ 様

③ 2 保険料の支払方法

3 納期	保険料額 (円)	普通徴収の納期限
納保	普通徴収	
6月期	53,470	令和 6 年 7 月 1 日
7月期	52,500	令和 6 年 7 月 3 1 日
8月期	52,500	令和 6 年 9 月 2 日
9月期	52,500	令和 6 年 9 月 3 0 日
10月期	52,500	令和 6 年 1 0 月 3 1 日
11月期	52,500	令和 6 年 1 2 月 2 日
12月期	52,500	令和 7 年 1 月 6 日
1月期	52,500	令和 7 年 1 月 3 1 日
2月期	52,500	令和 7 年 2 月 2 8 日
3月期	52,500	令和 7 年 3 月 3 1 日
計	525,970	
④ 保険料合計額 525,970円		

納付書
普通徴収の納付方法

納付場所
横浜市指定金融機関
横浜市取納代理金融機関
郵便局・横浜市出納
横浜市指定のコンビニエンス

※ 保険料の納付に口座振替を御利用の際は、振替日は各納期の29日(2月期は末日)ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振り替えます。

⑤ 4 保険料率

種別	所得割料率	均等割料率 (円)	最高限度額 (円)	種別ごとの世帯合計 (円)	③ あなたの世帯の保険料額 (円)	④ 最高限度額超過分 (円)
医療	8.83%	40,050	650,000	236,203	316,300	
支援	2.65%	12,460	240,000	70,887	95,800	
介護	3.08%	15,740	170,000	82,390	113,870	
合計				80,100		

下記の③各保険料の合算額です。

⑥ 5 保険料算定基礎

被保険者氏名 (敬称略)	基準総所得金額 (円)	減額割合	保険料算定対象期間	種別	種別の算出内訳 (円)		
					⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合算額 (⑤ + ⑥)
横浜 タロウ	2429200	00000000000012	456789101112123月数	医療	214498	40050	254548
				支援	64373	12460	76833
				介護	74819	15740	90559
				合計	353690	68250	421940
横浜 ハナコ	245819	00000000000012	456789101112123月数	医療	21705	40050	61755
				支援	6514	12460	18974
				介護	7571	15740	23311
				合計	35790	68250	104040

「*」雇用変動(非自発的失業)による軽減措置に該当
「コ」子どもがいる世帯に対する軽減措置(子ども世帯軽減)に該当

減額割合・保険料算定月の減額割合を表示しています。
雇用変動による軽減措置対象月 } 「*」を表示しています。
介護分保険料算定月

「0」減額なし 「A」均等割額を5割減額(未就学児)
「2」均等割額を2割減額 「B」均等割額を6割減額(未就学児)
「5」均等割額を5割減額 「C」均等割額を7.5割減額(未就学児)
「7」均等割額を7割減額 「D」均等割額を8.5割減額(未就学児)

①送付先です。(原則として世帯主あてに送付されています。送付先の変更の手続きをされた場合、変更先に送付されます。)

②世帯主の氏名です。

③6月4日時点の納付方法を載せています。

納付書払い、口座振替払い、特別徴収の場合のそれぞれの納期や保険料額、納期限が記載されています。

納付書払いの記載例

2 保険料の支払方法		3 納期		保険料額 (円)	普通徴収の納期限
徴収方法普通徴収 普通徴収の納付方法 納付書				普通徴収	
「納付書」とある場合、納付書が同封されています。		納保	6月期	53,470	令和 6年 7月 1日
		期	7月期	52,500	令和 6年 7月 31日
		險	8月期	52,500	令和 6年 9月 2日
		ご	9月期	52,500	令和 6年 9月 30日
		料	10月期	52,500	令和 6年 10月 31日
		と	11月期	52,500	令和 6年 12月 2日
		額	12月期	52,500	令和 7年 1月 6日
		の	1月期	52,500	令和 7年 1月 31日
		内	2月期	52,500	令和 7年 2月 28日
		及	3月期	52,500	令和 7年 3月 31日
び	計	525,970			
普通徴収納付場所 横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 郵便局・横浜市出納機関 横浜市指定のコンビニエンスストア		保険料合計額		525,970円	納期限が記載されます。

※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合、

口座振替払いの記載例

2 保険料の支払方法		3 納期		保険料額 (円)	普通徴収の納期限	口座振替日
徴収方法普通徴収 普通徴収の納付方法 口座振替				普通徴収		
口座振替となる銀行名・支店・名義人を記載しています。		納保	6月期	53,470	令和 6年 7月 1日	令和 6年 6月 28日
		期	7月期	52,500	令和 6年 7月 31日	令和 6年 7月 29日
		險	8月期	52,500	令和 6年 9月 2日	令和 6年 8月 29日
		ご	9月期	52,500	令和 6年 9月 30日	令和 6年 9月 27日
		料	10月期	52,500	令和 6年 10月 31日	令和 6年 10月 29日
		と	11月期	52,500	令和 6年 12月 2日	令和 6年 11月 29日
		額	12月期	52,500	令和 7年 1月 6日	令和 6年 12月 27日
		の	1月期	52,500	令和 7年 1月 31日	令和 7年 1月 29日
		内	2月期	52,500	令和 7年 2月 28日	令和 7年 2月 28日
		及	3月期	52,500	令和 7年 3月 31日	令和 7年 3月 28日
び	計	525,970				
普通徴収納付場所 横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 郵便局・横浜市出納機関 横浜市指定のコンビニエンスストア		保険料合計額		525,970円	口座振替日が記載されます。	

※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合、

特別徴収の記載例

2 保険料の支払方法		3 納期		保険料額 (円)	普通徴収の納期限
徴収方法特別徴収				特別徴収 普通徴収	
特別徴収される世帯主の年金 ○特別徴収義務者 厚生労働省 ○年金種別 老齢基礎年金		納保	4月期	27,300	
		期	6月期	27,300	
		險	8月期	27,300	
		ご	10月期	29,710	
		料	12月期	29,600	
		と	2月期	29,600	
額	計	170,810			
普通納付		保険料合計額		170,810円	特別徴収保険料は、年金支払日に、

※ 特別徴収となる対象の年金種別を記載しています。

納期限が記載されます。

④総合計の保険料金額です。

⑤当年度の保険料率、最高限度額、その世帯の「医療分、支援分、介護分」の種別ごとの保険料額が記載されています。

⑥世帯内の被保険者ごと(最大7名まで)の基準総所得金額、保険料の算定元になっている加入期間、法定軽減の対象有無、保険料額の内訳が記載されています。

基本事項

5 保険料算定基礎 被保険者氏名 (敬称略)	基準総所得金額 (円) 下段は軽減措置に該当している期間 の基準総所得金額	保険料算定対象期間 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 月数	種別	種別の算出内訳 (円)		
				⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)
横浜 タロウ	2429200	000000000000012	医療	214498	40050	254548
			支援	64373	12460	76833
			介護分	74819	15740	90559
横浜 ハナコ	245819	000000000000012	医療	21705	40050	61755
			支援	6514	12460	18974
			介護分	7571	15740	23311

・世帯内の被保険者のみ記載。世帯主がみなす主（国民健康保険に加入しておらず、世帯員の国民健康保険料の納付義務のみがある世帯主）の場合、世帯主は記載されません。
その場合、世帯主の収入は決定通知書では分かりません。

基準総所得金額

5 保険料算定基礎 被保険者氏名 (敬称略)	基準総所得金額 (円) 下段は軽減措置に該当している期間 の基準総所得金額	保険料算定対象期間 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 月数	種別	種別の算出内訳 (円)		
				⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)
横浜 タロウ	2429200	000000000000012	医療	214498	40050	254548
			支援	64373	12460	76833
			介護分	74819	15740	90559
横浜 ハナコ	245819	000000000000012	医療	21705	40050	61755
			支援	6514	12460	18974
			介護分	7571	15740	23311

・対象者一人に対し3段あるうち、一段目に記載。所得割の算定の元となる所得金額が記載されています。※ 均等割にかかる法定軽減の基準額（Q68参照）ではありません。

子ども世帯軽減・失業軽減対象者(Q73・109参照)の基準総所得金額

5 保険料算定基礎 被保険者氏名 (敬称略)	基準総所得金額 (円) 下段は軽減措置に該当している期間 の基準総所得金額	保険料算定対象期間 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 月数	種別	種別の算出内訳 (円)		
				⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)
横浜 タロウ	2429200	000000000000012	医療	214498	40050	254548
			支援	64373	12460	76833
			介護分	74819	15740	90559
横浜 ハナコ	245819	000000000000012	医療	21705	40050	61755
			支援	6514	12460	18974
			介護分	7571	15740	23311

・本パターンでは失業軽減にあたるので2段目に「*」と、失業軽減後の金額が記載されています。この2段目の金額を元に所得割が計算されています。子ども世帯軽減と失業軽減どちらにも該当している場合は2段目に「*」「コ」と軽減後の金額が記載されています。
子ども世帯軽減のみに該当している場合は3段目に「コ」と軽減後の金額が記載されます。
※ 隣の保険料算定期間にも、失業軽減に該当している月にのみ「*」が入っています。

国保加入期間、法定軽減の有無の見方

5 保険料算定基礎 被保険者氏名 (敬称略)	基準総所得金額 (円) 下段は軽減措置に該当している期間 の基準総所得金額	保険料算定対象期間												種別	種別の算出内訳 (円)				
		減額割合	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	月数	⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)
横浜 タロウ	2429200	減額割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	医療	214498	40050	254548
		雇用軽減														支援	64373	12460	76833
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1	2	介護	74819	15740
横浜 ハナコ	245819	減額割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	医療	21705	40050	61755
		雇用軽減														支援	6514	12460	18974
		介護分																	

- ・保険料算定期間の下にある4～3までの数字は、4月～3月を表しています。最後の月数欄に加入している月の合計数が記載されています。
- ・一番上の段の減額割合の欄の加入している月に低所得世帯軽減の場合は「0」「7」「5」「2」のいずれかの数字が記載されています。また未就学児軽減（かつ低所得世帯軽減にも該当のものも含む）の場合は「A」「B」「C」「D」のいずれかのアルファベットが記載されています。この「0」「7」「5」「2」「A」「B」「C」「D」は、保険料のうち均等割に対する低所得世帯軽減（[Q68 参照](#)）及び未就学児軽減（[Q76 参照](#)）の該当の有無を示しています。
「0」→対象外、 「7」→7割軽減、 「5」→5割軽減、 「2」→2割軽減
「A」→5割軽減、 「B」→6割軽減、 「C」→7.5割軽減、 「D」→8.5割軽減
(Aは未就学児軽減のみ、B・C・Dは低所得世帯軽減かつ未就学児軽減)
何も数字が記載されていない月は、加入していない月、もしくは出産被保険者の保険料減額（産前産後軽減）（[Q90 参照](#)）が適用されている軽減該当月です。

保険料のうち、介護分の有無の見方

5 保険料算定基礎 被保険者氏名 (敬称略)	基準総所得金額 (円) 下段は軽減措置に該当している期間 の基準総所得金額	保険料算定対象期間												種別	種別の算出内訳 (円)				
		減額割合	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	月数	⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)
横浜 タロウ	2429200	減額割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	医療	214498	40050	254548
		雇用軽減														支援	64373	12460	76833
		介護分	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1	2	介護	74819	15740
横浜 ハナコ	245819	減額割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	医療	21705	40050	61755
		雇用軽減														支援	6514	12460	18974
		介護分																	

- ・介護分が発生する40歳～65歳未満の場合、介護分が発生している月に「*」マークと、最後の月数欄に発生している月の合計数が記載されています。
ただし、今年度40歳になる場合は、年齢到達した翌月に改めて計算し、通知します。

[TOP](#)

Q52 保険料額通知書の見方を教えてほしい。

A52 詳細は次ページ参照。

令和 5 年度 国民健康保険料額通知書

通知年月日 令和 6 年 6 月 14 日
作成年月日 令和 6 年 6 月 5 日 現在

000001-1/1

231-0005
横浜市中央区本町6丁目50番地の10

横浜 ハナコ 様

発行局課

横浜市鶴見区役所
保険年金課保険係
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
TEL 045(510)1807~09
FAX 045(510)1898
通知書番号 240690018



横浜市鶴見区長

令和 5 年度の国民健康保険料額をお知らせいたします。

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。 01234567

世帯主 横浜 ハナコ 様

産前産後期間における軽減措置に該当しています。

※ この通知書は、下記の理由により作成しています。

保険料算定月数の変更

2 保険料の支払方法

徴収方法 普通徴収
普通徴収の納付方法 納付書

納 期	A 変更前の額		B 変更後の額		普通徴収の納期限
	普通徴収		普通徴収		
6 月期		1860		1860	R 5. 6.30
7 月期		1400		1400	R 5. 7.31
8 月期		1400		1400	R 5. 8.31
9 月期		1400		1400	R 5.10. 2
10 月期		1400		1400	R 5.10.31
11 月期		1400		1400	R 5.11.30
12 月期		1400		1400	R 6. 1. 4
1 月期		1400		1400	R 6. 1.31
2 月期		1400		1400	R 6. 2.29
3 月期		1400		190	R 6. 4. 1
計		14460		13250	差引増減額(B-A)
保険料合計額		14,460円		13,250円	-1210円

普通徴収納付場所
横浜市指定金融機関
横浜市収納代理金融機関
横浜市指定のコンビニエンスストア

※ 保険料の納付に口座振替を利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。
ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振り替えます。

↑ 下記の③各保険料の合算額です。

料 率	所得割料率	均等割料率 (円)	最高限度額 (円)	種 別 ご と の 世 帯 合 計 (円)		③ あなたの世帯の保険料額 (①+②-④ 十円未満切捨て(円))	④ 最高限度額超過分 (円)
				① 所得割額	② 均等割額		
療	7.85%	36,640	650,000	0	10,076	医療 10,070	
支	2.45%	11,580	220,000	0	3,184	支援 3,180	
介	3.00%	15,490	170,000			介護	

被 保 険 者 氏 名 (敬称略)	基 準 総 所 得 金 額 (円) 下段は軽減措置に該当している期間の基準総所得金額	保 険 料 算 定 対 象 期 間												種 別	種 別 の 算 出 内 訳 (円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)	
横浜 ハナコ	0	減額割合	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	11	医療	0	10076	10076
		雇用軽減													支援	0	3184	3184
		介護分													介護			
		減額割合													医療			
		雇用軽減													支援			
		介護分													介護			
		減額割合													医療			
		雇用軽減													支援			
		介護分													介護			
		減額割合													医療			
		雇用軽減													支援			
		介護分													介護			

「*」雇用変動(非自発的失業)による軽減措置に該当
「コ」子どもがいる世帯に対する軽減措置(子ども世帯軽減)に該当
減額割合: 保険料算定月の減額割合を表示しています。
雇用変動による軽減措置対象月 } 「*」を表示しています。
介護分保険料算定月 } 「*」を表示しています。
「0」減額なし 「A」均等割額を5割減額(未就学児)
「2」均等割額を2割減額 「B」均等割額を6割減額(未就学児)
「5」均等割額を5割減額 「C」均等割額を7.5割減額(未就学児)
「7」均等割額を7割減額 「D」均等割額を8.5割減額(未就学児)

決定通知書との違い

決定通知書は毎年6月に決定する年間保険料金額をお知らせする通知書で、年に一度、6月のみお送りします。

対して、額通知書は、被保険者数や所得等に異動があり、保険料額に変更があった場合や6月の保険料額決定の後で年度途中で新規に加入した場合に送付するものです。

新規に加入して初めて送付されるものを除き、「変更前」の保険料と「変更後」の保険料が記載されているのが額通知書の特徴です。

- ①送付先です。(原則として世帯主あてに送付されています。送付先の変更の手続きをされた場合、変更先に送付されます。)
- ②この通知書が、何年度分の保険料であるかを記載しています(収入の修正申告があった場合など、年度を遡って保険料が変更されることがあるためです。)
- ③世帯主の氏名です。
- ④なぜこの通知書が作成されたかの理由が書かれています。

理 由	詳 細 内 容
徴収方法の変更	納付方法について普通徴収から特別徴収になった、 又は 特別徴収から普通徴収になったという変更です。
所得状況の変更	世帯内被保険者の所得の変更により保険料額を変更しました。 (例)・確定申告の修正申告 ・未申告者の収入申立書の提出 ・市外転入者の場合、前住所地の自治体に所得の照会をかけており、 その回答が来た等
加入被保険者数の 変更	世帯内の被保険者の追加 又は 喪失により保険料額を変更しました。
所得状況及び 減額割合の変更	世帯内被保険者の所得の変更により、法定軽減の変更がありました。 (例)・確定申告の修正申告 ・未申告者の収入申立書の提出 ・市外転入者の場合、前住所地の自治体に所得の照会をかけており、 その回答が来た等
均等割保険料の 減額割合の変更	法定軽減の割合が変更となりました。
各納期の 保険料額の変更	保険料の合計金額は変わりませんが、納期ごとに収める保険料金額に変更があったためです。
介護保険第2号 被保険者数の変更	世帯内の 40 歳以上 65 歳未満の者が年齢到達により、 保険料のうち介護分が開始・もしくは終了となったためです。

⑤通知書の右上にある年月日現在の情報の納付方法と、納付書払い、口座振替払い、特別徴収の場合のそれぞれの納期や保険料額、納期限が記載されています。

理由	詳細内容
徴収方法の変更	<p>次の条件のすべてに該当する方が、10月以降も継続して特別徴収の対象となります。</p> <p>いずれかが該当しなかったために普通徴収に変更となっています。</p> <p>ア 世帯主が国民健康保険に加入している イ 世帯主と他の被保険者の全員が65歳以上74歳未満 ウ 世帯主が公的年金(※)を年額18万円以上受給している エ 世帯主の介護保険料が公的年金(※)から特別徴収されている オ 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金(※)受給額の2分の1を超えない</p> <p>※複数の年金を受給されている場合は、政令で定める最も優先順位の高い年金から天引きとなります。</p> <p>また、老齢厚生年金を受給されている方であっても、下記の公的年金を受給されている場合は、下記の公的年金で特別徴収を行うかどうかを判定します。</p> <p>【対象公的年金の優先順位】</p> <p>1位 老齢基礎年金 2位 老齢・退職年金 3位 障害年金及び遺族年金等</p> <p>※「オ 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の2分の1を超えない」の計算について</p> <p>判定に使用される金額は、介護保険の10月の特別徴収額と、<u>国民健康保険の特別徴収になった場合の10月の金額であり、普通徴収の10月期金額ではありませんのでご注意ください。</u></p> <p>(計算方法 又は 確認方法の詳細はQ119参照)</p>
所得状況の変更	<p>世帯内被保険者の所得が変更となり、保険料額を変更しました。</p> <p>(例)・確定申告の修正申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未申告者の収入申立書の提出 ・市外転入者の場合、前住所地の自治体に所得の照会をかけたおり、その回答が来た等
加入被保険者数の変更	<p>世帯内の加入者の追加 又は 喪失により保険料額を変更しました。</p>

Q53 収入が変わらないのに昨年と比べて保険料が高くなっている。なぜか。

A53 所得割、均等割の料率の一部が昨年より上がっているため、その分保険料が上がる場合があります。

そのほか、保険料が増額する主な原因として、以下の理由が考えられます。

- ・世帯内の国民健康保険の加入者が増えた。
- ・世帯内の人数の変更等により、保険料の減額額が変更になった。
- ・営業所得等の方で、収入が変わらないが、差し引く経費が減ったため令和5年中に比べて、令和6年中の所得金額が増えた。
- ・40歳に年齢到達したことで、(国民健康保険の)介護分が発生した。
- ・世帯状況の変化(今年から世帯の中で加入者が増えた)。
- ・子ども世帯軽減や非自発的失業軽減などの軽減制度の対象外になった。
- ・昨年までは旧被扶養者減免の対象者であった。
- ・収入が未申告となっており、正しく計算されていない。

[TOP](#)

Q54 保険料の計算方法を具体的に説明してほしい。

A54 まず、国民健康保険料は世帯の被保険者ごとに各種別(医療分、支援分、介護分)の保険料を計算し、合算したものです。各種別の保険料は「所得割額」と「均等割額」の合計額となります。

- ① 所得割額については、総所得金額等から「市民税の基礎控除額」を控除した後の所得金額(基準総所得金額)に保険料率をかけて算出します。
基準総所得金額が所得割額を計算する基となります。
その基準総所得金額に医療分・支援分・介護分(40歳以上65歳未満)のそれぞれの所得割料率をかけて計算します。
- ② 均等割額は、被保険者一人ひとりにご納付いただく金額になります。
- ③ 被保険者ごとに各種別の保険料を計算し、合計したものが世帯全体の保険料となります。

また、横浜市HPで国民健康保険料の試算シート(エクセル形式)がダウンロードできます。収入状況や所得控除等がわかる源泉徴収票や確定申告書があれば試算できますので、よろしければご利用ください。

<市ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/hokenryo/r7hokennryouritu.html>

Q55 基準総所得金額とは何か。総所得金額等とは何か。

A55 下記のとおりです。

①【総所得金額等】

地方税法第 314 条の 2 第 1 項などで規定される次の①～⑩の所得金額の合計です。

- ①総所得金額
- ②山林所得
- ③分離課税分の土地建物等に係る短期譲渡所得(特別控除後)
- ④分離課税分の土地建物等に係る長期譲渡所得(特別控除後)
- ⑤(申告分離課税を選択した)上場株式等に係る配当所得等
- ⑥一般株式等に係る譲渡所得金額等
- ⑦上場株式等に係る譲渡所得金額等
- ⑧先物取引に係る雑所得等
- ⑨条約適用利子等及び特例適用利子等の金額
- ⑩条約適用配当等及び特例適用配当等の金額

②【低所得世帯の被保険者均等割額の減額判定用総所得金額等】

低所得世帯の被保険者均等割額の減額判定に使用する金額です。

上記「総所得金額等」の①～⑩の合計です。

ただし、分離課税分の土地建物等に係る短期(長期)譲渡所得(上記③④)は特別控除適用**前**とし、退職所得を除きます。

なお、事業主が(青色)事業専従者に支払った青色専従者給与額又は事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、(青色)事業専従者が事業主から支払いを受けた給与は無いものとします。

また、65歳以上(1月1日現在)の人に公的年金所得がある場合、税法上の公的年金等控除とは別に 15 万円を控除した額を公的年金等に係る所得金額とみなします。

③【基準総所得金額】

所得割の計算用に使用する金額です。

上記の【総所得金額等】から「市民税の基礎控除額を控除した額」です。

ただし、分離課税分の土地建物等に係る短期(長期)譲渡所得(上記③④)は、一般住宅分のみ特別控除適用**後**とし、退職所得を除きます。

また、雑損失の繰越控除は行いません。

Q57 いつの時点の資格・所得・課税に基づいて算定しているのか。

A57 国民健康保険料の算定にあたっては、資格・所得・課税の状況(世帯構成)のいずれも、令和7年6月4日現在の状況に基づいて算定しています。

[TOP](#)

Q58 保険料の算定は、なぜ前年の収入を基準とするのか。社会保険のように現在の収入計算にすべきだ。

A58 給料から源泉徴収される職場の健康保険の保険料のように、具体的な収入金額を把握し特定できる場合には、実際の収入からリアルタイムに保険料額を算定することができます。

ご指摘のように、市町村が運営する国民健康保険料においても、現在の収入状況により保険料額の計算を行うべきとの考え方もありますが、国民健康保険の被保険者の収入形態はさまざまであるため、個人市民税と同様に、すべての被保険者について、その時点での収入をすべて正確に把握する方法がありません。

このため、被保険者の確定申告や雇用されている事業者からの給与支払報告書等に基づいて収入を把握する方法によるのが合理的かつ公平であり、また、現在の収入状況に近いものであると推定されるとの考えから、前年収入を基準とするよう定められています(国民健康保険法施行令第29条の7第2項各号、地方税法第314条の2第1項)。

なお、現在の収入状況が悪化しており、保険料の納付が困難であると判断される場合には、申請に基づく保険料の減免を受けられる場合があります。

[TOP](#)

Q59 税金は非課税なのに、なぜ保険料を負担しなければならないのか。

A59 税金は、国のさまざまな財政需要を充足するために、広く国民から富を集めますが、受益と負担との関係は必ずしも明確に対応していません。

このため、その徴収を確実なものにするために、公平性の観点から、基本的に担税力に応じて徴収する仕組みとなっています。

あわせて、所得の再配分(所得の高い方から低い方へ富の移動を行う)の意味合いもあるため、租税がもつこうした性格に着目して、担税力の少ない低所得の方に対しては税負担を課さない「非課税」とすることとしています。

これに対して、社会保険制度においては、被保険者が同じリスクをもつことに着目して、そのリスクを分散することを目的にひとつの保険集団を形成しています。

集められた保険料は、この同じリスクを負った方が不慮の病気やケガ等に対処するために、もっぱら定められた保険給付にのみ使用されることから、受益と負担との関係は明確になります。

このため、受益者負担の原則(受益者である以上は、何らかの金銭負担を課す)が、公平性に合致するものと考えられており、所得がなくても(少なくとも)、ある一定の負担を求める仕組みとなっています。

[TOP](#)

Q60 ○月に 75 歳の誕生日を迎える。そのため、○月の翌月以降は後期高齢者医療保険料を納付するようになり、国民健康保険料は安くなるはずだが通知書では減っていない。なぜか。

A60 年度途中で満 75 歳に到達する方の国民健康保険料は、75 歳年齢到達後に再計算して、改めて保険料額通知書によりお知らせすることとしています。

ご指摘のとおりではございますが、なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※被保険者の状況(複数世帯や資格の得喪)が様々であり、一定の取扱いを定めることが困難であることも理由の 1 つです。

[TOP](#)

Q61 市外の施設に入所している家族の分の保険料が合わせて請求されているが、 どういふことか。

A61 国民健康保険は、住民登録されている市町村で加入していただくことが原則ですので、被保険者の方が横浜市から転出する場合は、転出先の市区町村にて国民健康保険に加入することになります。

ただし、市外の施設(下記対象となる施設)に入所する場合、横浜市の国民健康保険に、引き続き加入していただく「住所地特例」というものがあります。

対象となる以下の施設へ入所している(される)場合は、区役所保険年金課にもお届出いただく必要があります。

お住まいの区の区役所戸籍課で転出の届け出を行った後に、保険年金課にも必ずお届けください。

※以下の施設へ入所している場合、住所地特例の対象となり同一の世帯とみなし、世帯主様あてに保険料等を請求しております。

- ・児童福祉法に規定する児童福祉施設
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホーム
- ・介護保険法に規定する特定施設または介護保険施設
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(定員 30 人未満は除く)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・特定施設(介護専用型で定員 30 人未満は除く)
- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するもの。

[TOP](#)

Q62 加入していない被保険者の名前があるが、どういふことか。

A62 社会保険に加入されている場合、脱退の届出が必要です。

届出がお済みの場合、加入していた月の分だけその方の保険料を請求しておりますので、通知書の一番下の枠内にある、保険料算定対象期間をご確認ください。

また、保険料額決定通知書の右上にある 6 月4日(水)時点の情報で作成しているため、6 月 5日(木)以降のお届けの場合、7 月の中旬ごろに改めて保険料額通知書をお送りいたします。

[TOP](#)

Q63 国民健康保険料額決定通知書と国民健康保険料額通知書の計 2 枚が届いたが、どういうことか。

A63 下記のとおりです。

国民健康保険料額決定通知書 ➡ 令和7年度の方
国民健康保険料額通知書 ➡ 令和5、6年度の方

国民健康保険料額通知書が届いた要因としては、

- ①新たに国民健康保険に加入した、又はやめた場合
- ②保険料算定のための被保険者数が増えた、又は減った場合
- ③保険料算定のための被保険者の所得状況等に変更があった場合
- ④被保険者均等割額の減額割合を変更した場合
- ⑤介護保険の2号被保険者となった(40歳になった)場合※1
- ⑥後期高齢者医療の被保険者となった(原則75歳になった)場合※2

があります。

※1 世帯の中に40歳の誕生日を迎える被保険者がいる場合は、医療分及び支援分のほかに介護分の負担が生じるため、40歳の誕生日を過ぎてから保険料額を再算定し、国民健康保険料額通知書によりお知らせします。

※2 世帯の中に75歳の誕生日を迎える被保険者がいる場合は、国民健康保険を喪失し、後期高齢者医療制度へ移行することとなりますので、75歳の誕生日を過ぎてから保険料額を再算定し、国民健康保険料額通知書によりお知らせします。

[TOP](#)

Q64 前年に収入が無い、または非課税所得(遺族年金等)のみ、あるが、申告の手続きはどこで行うのか(どこに行けばいいのか)。

A64 お住まいの区の区役所保険年金課に収入の申立書を提出いただくか、お住まいの区の区役所税務課で市県民税の申告をお願いします。

税務課の場合は「市民税・県民税申告書」をご提出いただくこととなります。
詳細は、お住まいの区の区役所税務課にお問合せください。

なお、税務課にて申告の手続きをさせていただければ、保険年金課に「非課税証明書」等の提出は不要です。

口頭で申し出ていただく必要もありません。

ただし、税務課での申告内容は即時反映されないため、お時間がかかる旨をご了承ください。

[TOP](#)

Q65 収入の申告をしていないが、保険料はどのように算定されたのか。

A65 収入が年金のみの場合、年金情報は税務課の税情報から算定しています。

未申告の場合、保険料額決定通知書に記載されている保険料の額は暫定的なものであり、税務署または区役所税務課に収入の申告をするか、お住まいの区の区役所保険年金課保険係へ収入の申立をしていただきますよう、お願いいたします。

保険料額の再算定を行った結果、保険料額が増額、または減額になる場合、改めて保険料額通知書をお送りいたします。

[TOP](#)

Q66 去年は働いていて収入もあったが、所得割額が 0 円になっているのはなぜか。

A66 所得情報については税務課の税情報を取得しています。

未申告の場合、保険料額決定通知書に記載されている保険料の額は暫定的なものです。(保険料額決定通知書の「5保険料算定基礎」にある「基準総所得金額」が空欄となっている場合は未申告等で所得が不明となっています)

・令和7年1月1日時点で横浜市にお住まいでしたか？

はい ➡ 税務署、または区役所税務課に収入の申告をお願いします。

いいえ ➡ 以前お住まいであった自治体に所得を照会中の場合がありますので、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にご確認ください。

保険料額の再算定を行った結果、保険料額が増額、または減額になる場合、改めて保険料額通知書をお送りいたします。

なお、収入の申告がされている場合でも、総所得金額等が 43 万円以下の方は所得割額がかかりません。

[TOP](#)

Q67 申告に修正があり、市民税については変更した。国民健康保険料も変更したい。

A67 税務課市民税担当にて変更のお手続きをされた場合は、変更後の情報を国民健康保険でも把握できますので、改めてお手続きの必要はありません。

ただし、税務課での申告内容は即時反映されないため、お時間がかかる旨をご了承ください。

[TOP](#)

保険料の割引(軽減・減免)等

Q68 均等割額の減額(低所得世帯の被保険者均等割額の減額)とは。

A68 保険料を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、医療分、支援分及び介護分それぞれの被保険者均等割額の7割、5割又は2割を減額します。

被保険者均等割額の減額に該当するかどうか、世帯主(国民健康保険に加入・非加入を問わない)及びその世帯に属する被保険者全員(特定同一世帯所属者(Q69参照)を含む)の総所得金額等の合算額により判定します。

(参考:低所得世帯の被保険者均等割額の減額制度適用の基準)

【令和7年度】

減額割合	所得基準(前年(令和6年)中の総所得金額等の合計額)
7割減額	43万円+100,000×(給与所得者等の数(※)-1)以下
5割減額	43万円+(30.5万円×被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数)+100,000×(給与所得者等の数(※)-1)以下
2割減額	43万円+(56万円×被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数)+100,000×(給与所得者等の数(※)-1)以下

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方に限ります)及び公的年金所得者(65歳未満の場合は公的年金収入が60万円を超える方、65歳以上の場合は公的年金収入が125万円を超える方に限ります)の数の合計数です。なお、表中の下線部分は給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算します。

[TOP](#)

Q69 特定同一世帯所属者とは何か。

A69 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療制度の被保険者となったあとも継続して同一の世帯に属する方をいいます。

ただし、世帯主が変更になった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

[TOP](#)

Q70 低所得世帯の被保険者均等割額の減額の適用の有無は保険料額決定通知書のどこを見れば分かるのか。

A70 保険料額決定通知書の一番下の枠にある「[5]保険料算定基礎」の減額割合の欄に、加入月の減額割合(0,2,5,7)を表示しています。

表示の内容	減額割合
0	減額なし
2	均等割額を 2 割減額
5	均等割額を 5 割減額
7	均等割額を 7 割減額

[TOP](#)

Q71 通知書を見ると自分は低所得世帯の被保険者均等割額の減額となる所得金額なのに、対象となっていないのはなぜか。

A71 国民健康保険に加入していなくても、世帯主の所得も低所得世帯の被保険者均等割額の減額の判定に含まれます。

また、世帯内に 75 歳を迎えた方がいて、世帯構成が変わらない場合は特定同一世帯所属者としてその方の所得も判定に含まれます。

詳細は、お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せください。

[TOP](#)

Q72 減額の適用に申請は必要か。

A72 低所得世帯の被保険者均等割額の減額の適用にあたって申請書の提出などのお手続きは不要ですが、前年の所得状況を把握する必要があります。

世帯主(国民健康保険に加入・非加入を問わない)及びその世帯に属する被保険者全員(特定同一世帯所属者(Q69参照)を含む)の総所得金額等の合算額により判定しますので、収入状況が不明な方がいる世帯については、減額できません。

このため、前年または前々年中に収入が全く無かった方や非課税所得のみの方についても、市・県民税の申告か保険年金課への収入申立が必要

[TOP](#)

Q73 子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額(子ども世帯軽減)とは。また、計算方法を教えてほしい。

A73

下記のとおりです。

対象世帯

該当年度の賦課期日現在において世帯主と同一の世帯に、賦課年度の前年の12月末日時点で19歳未満であり、合計所得金額が48万円以下の被保険者がいる世帯を対象とします。

- ① 賦課期日現在、世帯主が国民健康保険に加入している(みなす世帯主ではない)。
- ② 賦課期日現在、①の世帯主と同一世帯に、被保険者である世帯員が属する。
- ③ ②の被保険者が、令和6年12月末日時点で19歳未満である。
- ④ ②の被保険者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下である。

➔上記の①～④を全て満たした世帯が子ども世帯軽減の対象世帯となります。
また、続柄が「子」でなくても減免の対象になります。

※みなす世帯主 ➔ 国民健康保険に加入していない世帯主のこと

※賦課期日 ➔ 原則4月1日。

当該年度分保険料の賦課要件を確定させる日であり、国民健康保険法により当該年度の初日(4月1日)と定められています。

なお、4月2日以降に国民健康保険の資格を取得した場合(新たに加入した場合など)は、その資格取得日となります。

計算方法

子ども世帯軽減の対象となる世帯について、次の計算により軽減額を算出します。

19歳未満の被保険者1人につき次の金額を限度として、世帯主の基準総所得金額から控除して世帯の所得割保険料額を計算します。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき ➔ 330,000円
- ② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき ➔ 120,000円

なお、控除する金額は世帯主の基準総所得金額を限度とするため、16歳未満の被保険者が1人いても、世帯主の基準総所得金額が100,000円の場合は100,000円の控除となります。

[TOP](#)

Q74 子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額(子ども世帯軽減)の対象とならないのは、どのような場合か。

A74 以下の項目のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① すでに加入している世帯で年度の途中で子どもが生まれた(例:4月19日に生まれた場合)
- ② すでに加入している世帯に年度途中で19歳未満の被保険者が転居等により国民健康保険に加入した
- ③ 世帯主が国民健康保険に加入していない(みなす世帯主、また、世帯主が年度途中で国民健康保険に加入した場合)
- ④ 世帯主の保険料額が均等割額のみ
- ⑤ 世帯主の所得割額の一部を控除してもなお限度額を超える場合

[TOP](#)

Q75 子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額(子ども世帯軽減)の対象となっているかはどのように確認するのか。

A75 子ども世帯軽減の対象になっている世帯は「額決定通知書」の右上に「あなたの世帯は、基準日現在で19歳未満の被保険者がいるため、子ども世帯軽減に該当しています。」と表示されます。

[TOP](#)

Q76 未就学児の被保険者均等割額の減額とは。また、計算方法を教えてほしい。

A76 国民健康保険に加入する未就学児の均等割額が5割減額されます。また、低所得世帯の被保険者均等割額の減額に該当する世帯については、減額後の均等割額がさらに5割減額されるため、未就学児の均等割額は、7割減額世帯で 8.5 割減額、5割減額世帯で 7.5 割減額、2割減額世帯で6割減額となります。

[TOP](#)

Q77 未就学児の被保険者均等割額の減額の対象となっているかはどのように確認するのか。

A77 未就学児の被保険者均等割額の減額の対象になっている未就学児は「額決定通知書」の中段あたりの「保険料算定対象期間」の「減額割合」に「A or B or C or D」が表示されます。

「A」→5割軽減、「B」→6割軽減、「C」→7.5 割軽減、「D」→8.5 割軽減([Q51](#) 参照)

[TOP](#)

Q78 旧被扶養者減免の通知が届いたが、これはどのようなものか。

A78 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行された場合、その被扶養者は国民健康保険に加入することとなり、これまでかかっていなかった被扶養者の保険料が新たに賦課されることとなります。

この負担を軽減するため、被扶養者だった方(65歳～74歳に限る)の国民健康保険料について減免措置を受けることができるというものです。

旧被扶養者減免は、被扶養者であった方の均等割額の半額に相当する保険料額を加入した月から2年間に限り減免を行い、所得割額は当面の間、全額が減免されます。

[TOP](#)

Q79 昨年度6月下旬に旧被扶養者減免の通知が届いたが、今年度も対象になっているか。

A79 今年度も6月下旬にお知らせする予定ですので、今しばらくお待ちください。

年度ごとの申請は不要です。

今年度も対象である方には、区保険年金課からお知らせいたします。

[TOP](#)

Q80 減免額が0円の旧被扶養者減免の通知が届いたが、これはどういうことか。

A80 法令上、行政処分として送付する必要があるためお送りしております。

対象者様の所得が無いために所得割額がなく、旧被扶養者減免を申請してから2年が経過している又は今年度の均等割額の半額が減額されている場合に、減免額が「0円」となっている通知をお送りしています。

[TOP](#)

Q81 旧被扶養者減免通知書はなぜ決定通知書とともに送付しないのか。税金のムダではないか。

A81 旧被扶養者減免については、6月上旬に年間の保険料額決定通知書を作成後、減免額を算定してから通知書を作成いたします。

そして、保険料額決定通知書は約50万世帯の作成作業があり、お手元におおむね6月20日頃までにお届けする必要があり、技術的な制約があることから旧被扶養者減免通知書は同封することができません。

なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[TOP](#)

Q82 「減免承認決定通知書」の再発行はできないのか。

A82 「減免承認決定通知書」は、「減免額を決定し通知する」という行政処分に係る文書であるため、誠に恐れ入りますが再発行することはできません。

減免額を確認されたい場合は、お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せください。

[TOP](#)

Q83 保険料額決定通知書には「合計額(今年度分の保険料額)」と記載があるが、減免承認決定通知書にも「減免後保険料額」と記載があり、どちらが今年度分の保険料額なのかわかりにくい。

A83 減免承認決定通知書に記載がある「減免後保険料額」が、今年度にご納付いただく保険料額です。

[TOP](#)

Q84 会社の退職理由によっては保険料が安くなると聞いた(非自発的失業軽減、失業軽減、雇用軽減ともいう)が、自分は対象か。

A84 雇用保険法に規定する特定受給資格者及び特定理由離職者であって受給資格がある(雇用保険受給資格者証等の離職理由の番号(数字2桁)が下記の表のいずれかである)方であれば、対象となります。

※ 離職日時点で65歳以上の方は対象となりません。

※ 離職日の翌日と国民健康保険の加入日が異なる場合には、対象とならないこともあります。

コード	離職理由(記載されている箇所は裏面を参照してください)
11	解雇(12, 50以外)
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職(31, 32以外)
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

■軽減措置の内容

① 国民健康保険料

離職日の翌日の属する月から翌年度3月分まで、該当する方の給与所得を30/100とみなして国民健康保険料を決定します。

② 国民健康保険でかかった医療費の自己負担限度額

離職日の翌日の属する月の翌月から翌々年度7月までの間、該当する方の給与所得を30/100とみなして、国民健康保険の高額療養費等の自己負担限度額を決定します。

例) 離職した日が令和7年4月10日であるとき

→ 保険料は令和7年4月分から令和9年3月分まで、自己負担限度額については令和7年5月分から令和9年7月分まで、給与所得を30/100として算定します。

※1 軽減措置を適用しても、国民健康保険料や自己負担限度額が変わらない場合もあります。

※2 小児医療証やひとり親福祉医療証の所得制限判定において使用する所得は軽減されません。

■手続きに必要なもの

軽減措置が適用されるためには、届出が必要です。

次のものをご用意いただき、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にお届けください。

- ・該当される方の雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知「全件版」(マイナンバーカードによる失業認定の手続きをされた場合)

原本をお持ちください。離職票や退職証明書では受付できません。

また、雇用保険受給資格者証等の交付対象については所管のハローワークへお問合せください。

- ・本人確認書類

これから国民健康保険に加入する方は不要です。

[TOP](#)

Q85 障がい者がいる世帯に対し、保険料の減額の制度はあるか。

A85 保険料額は所得に応じて算定するため、障がい者がいる世帯に対する特別な減額制度はありません。

[TOP](#)

Q86 特定健康診査は受けないので、その分保険料を安くしてほしい。

A86 保険料額を減額することはできません。

特定健診等に係る費用の、国費、県費、市費を除いた残りについて、皆さまの保険料でご負担いただくこととし、「医療分」の保険料の中に含めていますが、医療を受けていない方について保険料額を減額しないのと同様に、特定健康診査等を受けない方や特定健診の対象でない40歳未満の方についても保険料額を減額することはできません。

なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(参考)

特定健康診査やその後の特定保健指導は、「メタボリックシンドローム」を早期に発見し、健診後の保健指導を徹底することによって、総医療費の3割を占めるともいわれる生活習慣病を予防し、中長期的に医療費の伸び(=保険料の伸び)を抑制することを目的として、保険者による実施が法令で義務付けられています。

[TOP](#)

Q87 医療機関で受診する回数が少ない人は、保険料を安くできないか。

A87 国民健康保険に限らず、健康保険の制度は、その加入者全体の医療費を、加入者全体で保険料負担するという相互扶助の考え方に基づいて運営されているため、保険料の算定に、受診回数の多寡(診療率)を考慮することはできかねます。

なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[TOP](#)

Q88 収入が少ないため、保険料の軽減・減免を受けたい。

A88 災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なとき、保険料の減免が受けられる場合があります。

また、社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった方(65～74歳の方に限る)が国民健康保険に加入した場合には、保険料の負担緩和措置(旧被扶養者減免)を受けられる場合があります。

事情の種類	基準	減免内容
災害	風水害、火災、震災等により家屋、事業所等の資産が20%以上被害を受けた場合	被害の程度により4か月分又は6か月分を免除
低所得	今年中の見込み総所得金額等の合算額が減額の基準に該当する場合	所得金額の減少率により所得割額を減額し、均等割額の7割、5割又は2割を免除
所得減少	失職又は事業の不振等により所得が著しく減少した場合	所得金額の減少率により所得割額を減額
給付制限	刑事施設等に収容され、給付を受けられない期間があった場合	給付を受けられない期間分を免除(初日～末日まで受けられない月)

詳細は、お住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。

[TOP](#)

Q89 保険料の納付が困難だ。どこに相談すればよいか。

A89 具体的な納付計画等につきましては、お住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。

[TOP](#)

Q90 出産被保険者の保険料減額(産前産後軽減)とは。また、計算方法を教えてほしい。

A90 産前産後期間(出産の予定日または出産の日の属する月の前月(双子等の多胎妊娠の場合は3カ月前)から出産予定月等の翌々月までの期間)の出産被保険者に係る保険料を減額します。

ただし、出産被保険者の産前産後期間の保険料が減額されてもなお世帯の年間保険料額が最高限度額(Q46参照)に達する時は、最高限度額が保険料額となります。

【対象者】

出産(妊娠 85 日以上)の分娩(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)をした国民健康保険の被保険者(出産被保険者)

【単胎の場合】

(4 か月軽減)

		産前産後軽減	産前産後軽減	産前産後軽減	産前産後軽減		
--	--	--------	--------	--------	--------	--	--



出産予定日(出産後の届出の場合は「出産日」)

【多胎の場合】

(6 か月軽減)

産前産後軽減	産前産後軽減	産前産後軽減	産前産後軽減	産前産後軽減	産前産後軽減		
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--	--



出産予定日(出産後の届出の場合は「出産日」)

【手続きに必要なもの】 軽減措置が適用されるためには、届出が必要です。

次のものをご用意いただき、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にお届けください。

- ・母子健康手帳等、出産予定日(出産後の場合は出産日)が確認できる書類
- ・国民健康保険証
- ・窓口にいらっしゃる方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

また、郵送での届出も可能です。詳細は横浜市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/hokenryo/04hokenryouunituite.html#sanzensango>

届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。

[TOP](#)

Q91 出産被保険者の保険料減額(産前産後軽減)の対象となっているかはどのように確認するのか。

A91 出産被保険者の保険料減額の対象になっている世帯は「額決定通知書」の右上に「産前産後軽減期間における軽減措置に該当しています。」と表示されます。

また、対象の被保険者は、「額決定通知書」の中段あたりの「保険料算定対象期間」の産前産後軽減該当月が空白で表示されます。

[TOP](#)

Q92 令和6年1月1日以降の出産でないと対象にならないのか。

A92 出産予定日(又は出産日)の属する月の前月から出産予定月等の翌々月までの期間が令和6年1月以降であれば当該月は軽減の対象となります。

例えば、出産月が令和5年11月であれば、令和6年1月分のみ保険料が軽減されます。

[TOP](#)

Q93 出産の予定日で届出をしたが実際の出産の日と異なっていた場合、再度届出をするのか。

A93 出産予定日と実際の出産日が異なっていた場合であっても、原則として変更の届出は不要です。

ただし、出産予定日で届出を行い、出産予定日を基準とした産前産後期間よりも実際の出産日を基準とした産前産後期間で算定した方が保険料の軽減額が多い場合には届出により該当日の変更をすることができます。

[TOP](#)

Q94 届出期限はあるのか。

A94 出産した月の属する年度の翌年度末までに届出をしないと、軽減ができない場合があります。

[TOP](#)

全期前納用納付書関連

Q95 全期分を前納することによる保険料の割引はあるのか。

A95 割引等はありません。

[TOP](#)

Q96 2枚納付書が入っているが、2枚とも納付する必要があるのか。

A96 2枚のうちいずれかを選択してご納付ください。

2枚のうち1枚は年間の保険料を一括払いできる全期前納用の納付書で、もう1枚は各期ごとの納付を希望する場合に使用する6月期分の納付書です。

全期分の前納を希望しない場合は6月期分の納付書のみをご納付いただき、全期前納用(6~3月期分)の納付書は破棄してください。

徴収方法が口座振替や特別徴収に変わらない場合、令和7年7月に7~9月期分の納付書を、10月に10~12月期分の納付書を、令和8年1月に1~3月期分の納付書をお送りしますので、それぞれの納期限までにご納付ください。

全期分の前納を希望する場合は全期前納用の納付書のみをご納付いただき、6月期分の納付書は破棄してください。

[TOP](#)

Q97 全期を一括で払いたくない場合、全期前納用納付書は破棄しても良いか。

A97 全期分の前納を希望しない場合は6月期分の納付書のみをご納付いただき、全期前納用(6~3月期分)の納付書は破棄してください。

徴収方法が口座振替や特別徴収に変わらない場合、令和7年7月に7~9月期分の納付書を、10月に10~12月期分の納付書を、令和8年1月に1~3月期分の納付書をお送りしますので、それぞれの納期限までにご納付ください。

[TOP](#)

Q98 全期前納用納付書の 1 枚だけで全期分を納付することができるのか。

A98 全期前納用納付書の 1 枚のみで全期分(6~3 月期分)を前納することが可能です。

[TOP](#)

Q99 6~3 月期分の各期納付書(計 10 枚)を前もって一度に送ってほしい。

A99 保険料の納付は原則口座振替となり、口座振替に切り替わるまでの納付方法として納付書を交付しているため、前もって一度にお送りしておりません。
なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

徴収方法が口座振替や特別徴収に変わらない方には、令和7年 7 月に 7~9 月期分の納付書を、10 月に 10~12 月期分の納付書を、令和8年 1 月に 1~3 月期分の納付書をお送りしますので、お手数ですがそれぞれの納期限までにご納付ください。

[TOP](#)

Q100 コンビニエンスストア納付は可能か。

A100 納付書 1 枚につき保険料額が 30 万円未満であれば、下記のコンビニエンスストアで納付が可能です。

詳細は、納付書の裏面を参照ください。

【対象のコンビニエンスストア】

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー
ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ
セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、ローソン・スリーエフ
ハマナスクラブ、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

[TOP](#)

Q101 なぜ 30 万円以上だとコンビニエンスストアで納付ができないのか。

A101 誠に恐れ入りますが、コンビニエンスストア側との契約上、30 万円以上の納付書は取り扱うことができません。

コンビニエンスストアで納付をしたい場合は全期前納用納付書ではなく、今回お送りした 6 月期分の納付書を含めて計 4 回に分けてお送りする通常の納付書でご納付いただくか、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にご相談ください。

[TOP](#)

Q102 なぜ 65 歳以上の者に全期前納用納付書を同封しないのか。

A102 65 歳以上の方の場合、年度の途中から納付方法が年金からの天引きとなる特別徴収に切り替わる可能性が高いためです。

特別徴収の条件に該当される方は特別徴収が優先されるため、全期分を前納しても特別徴収が行われることで二重払いになってしまいます。

二重払いを避けるため、65 歳以上の方に一律全期前納用納付書を同封しておりません。なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、納めすぎになった場合は後日還付いたします。

[TOP](#)

Q103 自分は今年の10月から特別徴収となりそうだが、特別徴収ではなく納付書で全期前納(一括払い)したい。

A103 法令の定めにより、特別徴収の対象者は納付書による納付を選択することはできません。

参考:特別徴収について(国民健康保険法より抜粋)

第七十六条の三 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主(政令で定めるものを除く。)から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が世帯主に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならない。

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

(介護保険法の準用)

第七十六条の四 介護保険法第百三十四条から第百四十一条の二までの規定は、前条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

参考:口座振替について(国民健康保険法施行令より抜粋)

(特別徴収の対象とならない被保険者である世帯主)

第二十九条の十三 準用介護保険法第百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者である世帯主とする。

一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者である世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付(イにおいて「老齢等年金給付」という。)の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える者

イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第百三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

- 二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収されない者
- 三 六十五歳未満の被保険者が属する世帯に属する者

四 前三号に掲げる者のほか、当該被保険者である世帯主から口座振替の方法により保険料を納付する旨の申出があつたことその他の事情を考慮した上で、法第七十六条の三第一項に規定する特別徴収の方法によつて徴収するよりも同項に規定する普通徴収の方法によつて徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認める者

[TOP](#)

Q104 納付書ではなく、口座振替で一括納付したい。

A104 口座振替での全期分の一括引き落としは行っておりません。

なにとぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[TOP](#)

Q105 全期前納用納付書の期限が切れてしまった。いつまで使えるか。

A105 コンビニエンスストアでは 8 月末までお使いになれます。
金融機関では、区役所に確認した上でお使いになれる場合もあります。

ただし、行き違いで 6 月または 7 月期分の督促状がお手元に届く可能性がある旨、予めご了承くださいますようお願いいたします。

※上記の行き違いを防ぐ目的で、全期前納用納付書の指定期限を 6 月 30 日としています。

[TOP](#)

Q106 6 月期分もしくは全期前納用の納付書を再発行してほしい。

A106 お住まいの区の区役所保険年金課にて再発行いたします。

[TOP](#)

Q107 納付書が届いてから納付期限までの期間が短い。もっと早く納付書も決定通知書も送るべきだ。

A107 新年度分の保険料額決定通知書は5月末日に提供される所得情報を基に6月上旬に計算し、保険料額決定通知書の作成等の後6月中旬に各区役所から郵便局へ持ち込み、お手元には概ね20日頃までに届くよう発送しています。

また、保険料の納期については、6月から翌年3月までの原則10回としており、各納期の末日を納期限と定めているため、6月期の納期限を遅らせることはできません。

これ以上早めることは技術的に困難なため、なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

[TOP](#)

Q108 去年は全期前納用納付書が入っていたのに今年が入っていない。

A108 納付方法が納付書払いではなく口座振替や特別徴収に変わった、または世帯主が65歳になった場合10月以降に特別徴収となる可能性が高いためお送りしておりません。

特別徴収となった場合、全期前納用納付書にて年間分を全額納付していても特別徴収が優先されるため、二重払いになってしまいます。

そのため、全期前納用納付書をお送りしておりません。

なお、納めすぎになった場合は後日還付いたします。

[TOP](#)

Q109 自分が特別徴収されるかどうか7月の額通知書で確認してから全期前納用納付書で納付したい。

A109 保険料額の変更がなく、特別徴収にならない方は保険料に変更がないため、7月の国民健康保険料額通知書は届きません。

確認を希望される場合は大変お手数ですが、7月11日以降にお住まいの区役所保険年金課にお問合せいただき、特別徴収となるかお尋ねください。

なお、6月期分の保険料の納期限が6月30日であるため、まずは6月期分のみ先にご納付いただき、お住まいの区の区役所保険年金課にお尋ねくださった結果、特別徴収になっていなければ、7月期から3月期までをまとめた納付書を区役所からお送りすることができます。ご希望があれば併せてお申し出ください

[TOP](#)

特別徴収(年金からの天引き)関連

Q110 今年、特別徴収が可能な 65 歳となったが、特別徴収ではなく普通徴収となっている。なぜか。

A110 特別徴収となる世帯は、7 月に法定の要件により判定します。
そのため、6 月にお送りする保険料額決定通知書では、すべての世帯主に普通徴収(口座振替または納付書)としてお知らせしています。

特別徴収となる世帯には 7 月中旬に改めて保険料額通知書をお送りし、10 月から特別徴収となる旨をお知らせします。

➡ 「今後も納付書による納付を続けたい」と質問が発展した場合

特別徴収によることとされている世帯につきましては、法令([Q118 参照](#))の定めにより納付書による納付を選択することはできませんが、口座振替による普通徴収に変更することは可能です([Q125 参照](#))。

なお、過去の保険料に未納(滞納)がありますと変更できない場合がありますのでご注意ください。

[TOP](#)

Q111 自分が特別徴収となるか、教えてほしい。

A111 特別徴収の条件に「介護保険でも特別徴収されていること」が含まれるため、介護保険料額の決定(6月初旬)以後でないと、お知らせできません。

そのため、新たに10月から特別徴収となる方には、7月中旬ごろにお送りする保険料額通知書にて徴収方法の変更をお知らせします。

なお、以下の条件にすべて該当する場合は、特別徴収となります。

- ア 世帯主が国民健康保険に加入している
- イ 世帯主と他の被保険者の全員が65歳以上74歳未満
- ウ 世帯主が公的年金(※)を年額18万円以上受給している
- エ 世帯主の介護保険料が公的年金(※)から特別徴収されている
- オ 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金(※)受給額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給されている場合は、政令で定める最も優先順位の高い年金から天引きとなります。

また、老齢厚生年金を受給されている方であっても、下記の公的年金を受給されている場合は、下記の公的年金が特別徴収を行うかどうかの判定対象となります。

【対象公的年金の優先順位】

1位:老齢基礎年金 2位:老齢・退職年金 3位:障害年金及び遺族年金等

[TOP](#)

Q112 特別徴収になるかどうか、いつ通知されるのか。

A112 新たに10月から特別徴収となる方には、7月中旬ごろにお送りする保険料額通知書にてお知らせします。

[TOP](#)

Q113 なぜ、6月の段階で特別徴収になるかどうか記載しないのか。

A113 特別徴収の条件に「介護保険でも特別徴収されていること」が含まれるため、介護保険料額の決定(6月初旬)以降でないと、お知らせできないためです。

新たに10月から特別徴収となる方には、介護保険料額が決定した翌月となる7月中旬ごろにお送りする保険料額通知書にて徴収方法の変更をお知らせします。

[TOP](#)

Q114 特別徴収されるとしたら、どの年金から徴収されるのか教えてほしい。

A114 6月に(日本年金機構から)届く圧着ハガキ形式の「年金振込通知書」をご確認ください。

複数受給(ほとんどの方が老齢基礎年金、老齢厚生年金の2種類)されている場合、その種類ごとに年金振込通知書が届きます。

そのうち、介護保険料額が記載されている通知書の年金が特別徴収の対象となります。

年金の種類が記載されている。

介護保険料額が記載されている。
記載なしの場合、「*****」と印字されている。

年金振込通知書				
(振込予定日) 年 月 日				
◎年金の制度・種類				年金
◎受給権者氏名				
◎振込先				
◎各支払期の支払額、年金から控除される額 ^{※1} および控除後振込額				
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	各期支払額	の支払額	の支払額	
年金支払額				
介護保険料額				
市県民税および 住民税特別徴収				
個人住民税額				
控除後 振込額				
<small>※1 右側の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。 <small>※2 「年金支払額」の欄に「※」目が表示されている方は、源泉特別徴収金を 控除しています。</small> </small>				
厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長				印影

振込予定日	
年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。 平成29年度分の振込予定日は次のとおりです。	
【平成29年】 6月15日 (4月, 5月分)	8月15日 (6月, 7月分)
10月15日 (8月, 9月分)	12月15日 (10月, 11月分)
【平成30年】 2月15日 (12月, 1月分)	4月13日 (2月, 3月分)
〈注意事項〉 <ul style="list-style-type: none"> 各支払期に切り捨てられた繰越の合計額が1円以上のときは、平成30年2月期の年金支払額に、繰越を加算してお支払いします。 *左側の「年金振込通知書」の「平成30年2月の支払額」をご覧ください。 左側の「年金振込通知書」の支払期間が平成30年2月以前となっている方は、込額の変更が予定されている方です。 込額や振込先などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。 	
年金から特別徴収する保険料等 <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。 各支払期に特別徴収する額は、保険料の改定などの理由により変更となる場合もありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)の納付方法の変更については、お住まいの市(区)役所または町村役場にご相談ください。 	
年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税の計算方法等に関することは、お住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。	

[TOP](#)

Q115 特別徴収される年金の、定められた優先順位とは。

A115 2 か所以上から年金を受給している場合、特別徴収の対象となる年金は、受給額の多少にかかわらず、国民健康保険法第 29 条の 14、介護保険法施行令第 42 条等に準じて、定められた優先順位により決まります。

最も優先順位が高く、天引きの件数として多いのは旧社会保険庁厚生労働大臣が支給する老齢基礎年金です。

(優先順位)

順位	年金保険者による 優先順位 (第 1 順位)	年金種別優先順位 (第 2 順位)	
		厚生労働大臣が 支給するもの	各共済が 支給するもの
1	厚生労働大臣(旧社会保険庁)	老齢基礎年金	退職・減額退職・通算退職年金
2	国家公務員共済連合会	国年老齢・通算老齢年金	障害共済年金
3	日本私学振興・共済事業団	厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金	障害年金
4	地方公務員共済組合連合会	船保老齢・通算老齢年金	遺族共済年金
5		(以下略)	遺族・通算遺族年金

(参考:関係法令)

- ・国民健康保険法 29 条の 14
- ・介護保険法 135 条第 6 項(準用)
- ・介護保険法施行令第 42 条(準用)

[TOP](#)

Q116 年金を複数種類受給しているが、特別徴収される年金の種類は選択できるのか。

A116 被保険者が任意に選択することはできません。
また、横浜市側で選択することもできません。

国民健康保険の場合、特別徴収の対象となる年金の種類や優先順位は、介護保険で特別徴収されている年金と同じものと定められているからです。

➔ 「障害年金や遺族年金からも特別徴収されるのか」と質問が発展した場合

特別徴収の対象になります。

ただし、障害年金や遺族年金は非課税年金であるため、保険料算定の際に使用する基準総所得金額には含みません。

[TOP](#)

Q117 介護保険料と国民健康保険料で、特別徴収する年金が違う場合はあるか。

A117 国民健康保険料の特別徴収は、基本的に介護保険料が特別徴収されていることが前提となっているため、介護保険料と国民健康保険料で特別徴収される年金が異なることはありません。

[TOP](#)

Q118 法令の定めにより、特別徴収対象者は納付書での納付ができないとチラシにあるが、具体的な法令を教えてください。

A118 国民健康保険法施行令第 29 条の 13 第 4 号等の規定によります。

参考:口座振替について(国民健康保険法施行令より抜粋)

(特別徴収の対象とならない被保険者である世帯主)

第二十九条の十三 準用介護保険法第百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者である世帯主とする。

一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者である世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付(イにおいて「老齢等年金給付」という。)の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える者

イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第百三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収されない者

三 六十五歳未満の被保険者が属する世帯に属する者

四 前三号に掲げる者のほか、当該被保険者である世帯主から口座振替の方法により保険料を納付する旨の申出があつたことその他の事情を考慮した上で、法第七十六条の三第一項に規定する特別徴収の方法によつて徴収するよりも同項に規定する普通徴収の方法によつて徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認める者

参考:特別徴収について(国民健康保険法より抜粋)

第七十六条の三 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主(政令で定めるものを除く。)から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が世帯主に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならない。

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

(介護保険法の準用)

第七十六条の四 介護保険法第百三十四条から第百四十一条の二までの規定は、前条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

[TOP](#)

Q119 特別徴収となる条件のうち、「才 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の 2 分の 1 を超えない」とある。計算方法を教えてほしい。

A119 10 月の介護保険料と国民健康保険料の**特別徴収額**の合計金額が老齢基礎年金の 10 月の受給額の半額を超えないことが条件です。

なお、上記のとおり国民健康保険料額については普通徴収時でなく、特別徴収となった場合の保険料額を参照します。

そのため、**保険料額決定通知書に記載されている 10 月期分の普通徴収される金額とは異なります**のでご注意ください。

下記の計算式で、特別徴収となった場合の 10 月期分の保険料**目安額**を算出できます。端数計算等があるため正確な金額ではなく、あくまで**目安額**である旨をご了承ください。

計算式: 今年度の保険料の合計金額 ÷ 6

[TOP](#)

Q120 特別徴収の条件に「特別徴収の対象となる公的年金を年額 18 万円以上受給している」とあるが、なぜ 18 万円なのか。

A120 効率的な収納の観点から、老齢福祉年金の半額よりも低い年金を残すことを基準に決定され、国民健康保険法施行令等により定められています。

[TOP](#)

Q121 なぜ特別徴収の対象は74歳未満なのか。74歳がいる世帯は特別徴収にならないのか。

A121 同じ世帯に74歳の方がいる場合、その方が75歳になると後期高齢者医療保険制度に移行するため、年間の国民健康保険料が減額され、特別徴収を停止します。

年度の途中で変更となるので、一回の納付額をできるだけ均等にするため、世帯内で年度途中で75歳に到達する方がいる場合は、その年度の保険料を特別徴収しないこととしています。

また、後期高齢者医療制度でも新たに特別徴収するまでの期間は普通徴収(口座振替または納付書払い)となり、75歳到達直後から特別徴収が始まるわけではありませんのでご注意ください。

[TOP](#)

Q122 世帯主が75歳以上(後期高齢者)で、世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、世帯主の年金から介護、後期、国保分の保険料が特別徴収されることになるのか。

A122 特別徴収されません。

国民健康保険では、世帯主が国民健康保険の被保険者である場合に特別徴収します。そのため、世帯主本人が国民健康保険の加入者ではない場合、国民健康保険料の納付方法は口座振替または納付書による普通徴収となります。

[TOP](#)

Q123 75歳到達時は、国民健康保険の特別徴収額が後期高齢者医療制度に引き継がれて調整されるのか。

A123 横浜市国民健康保険では、75歳に到達する年度の保険料は特別徴収を行わないこととしているため、引き継がれません。

なお、後期高齢者医療制度でも新たに特別徴収するまでの期間は普通徴収(口座振替または納付書払い)となり、75歳到達直後から特別徴収が始まるわけではありませんのでご注意ください。

[TOP](#)

Q124 世帯主以外の者の年金から特別徴収してほしい。

A124 横浜市国民健康保険においては世帯の納付義務者が世帯主となるため、世帯主以外の者の年金から徴収することはできません。

どうしても世帯主以外の方が納付したいという場合は、お住まいの区の区役所保険年金課にて「徴収方法変更申出書」をご記入の上、特別徴収から口座振替に納付方法を変更し、任意の方の名義の口座をご登録ください。

「徴収方法変更申出書」につきましては、お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せください。

[TOP](#)

Q125 特別徴収を拒否する申請方法を教えてほしい。

A125 必要書類をお持ちの上、お住まいの区の区役所保険年金課にてお手続きください。窓口にて「徴収方法変更申出書」をご記入いただきます。

なお、特別徴収の拒否の申し出をされる場合、納付方法は**口座振替のみ**となります。(納付書払いは選択不可)

また、口座振替が始まるまで2～3か月程度かかります。

<ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・本人確認書類(免許証やパスポート、マイナンバーカードなど※最新の情報に記載されていること)
- ・届出の銀行印
- ・口座番号が分かる通帳やカード

[TOP](#)

納付(徴収)方法の変更等

Q126 徴収方法や納付方法を変更したい。(特別徴収の要件に該当する方)

A126 下記のとおりです。

	特別徴収ではなく 納付書払いを希望	特別徴収ではなく 口座振替を希望	特別徴収を希望
現在 納付書払い	特別徴収の要件に該当する場合、納付書払いを選択することはできません。	区役所保険年金課で『徴収方法変更申出書』と『口座振替依頼書』に記入し、提出してください。	特別徴収の要件に該当する場合、特段の手続きなく特別徴収となります。
現在 口座振替	特別徴収の要件に該当する場合、納付書払いを選択することはできません。	区役所保険年金課で『徴収方法変更申出書』に記入し、提出してください。	特別徴収の要件に該当する場合、特段の手続きなく特別徴収となります。

※特別徴収の要件については、[Q111](#)を参照。

➡ 「特別徴収を希望しない。普通徴収のままが良い」と質問が発展した場合

お住まいの区の区役所保険年金課で、「徴収方法変更申出書」を記入し、提出してください。
なお、法令の定めにより納付書払いを選択することはできないため、現在納付書払いの場合は、口座振替のお手続きも必要です。

また、過去の保険料に未納(滞納)があると、普通徴収に変更できない場合もあります。

➡ 「特別徴収の拒否を提出したが、やはり特別徴収としたい」と質問が発展した場合

保険料額決定通知書をお手元に用意して、その旨を区役所保険年金課にお問合せください。

「特別徴収復帰申出書」に記入し、提出していただく必要があります。

[TOP](#)

Q127 徴収方法や納付方法を変更したい。(特別徴収の要件に該当しない方)

A127 下記のとおりです。

	納付書払いを希望	口座振替を希望	特別徴収を希望
現在 納付書払い	—	金融機関または区役所 保険年金課に『口座振替 依頼書』を提出していただ か、横浜市ホームページ 内の『Web口座振替受付サ ービス』でお申し込みくだ さい。	特別徴収の要件に該当 しない場合、特別徴収と することはできません。
現在 口座振替	金融機関に口座振替 を解約したい旨をお伝え いただき、区役所保険年 金課にご連絡ください。	—	特別徴収の要件に該当 しない場合、特別徴収と することはできません。

※特別徴収の要件については、[Q111](#)を参照。

[TOP](#)

Q128 口座振替の手続きをしたのに納付書が届いた。手続きは済んでいないのか。

A128 口座振替依頼書のお手続きの場合は、口座振替に変更されるまで2～3か月程度かかります。また、Webによるお申し込みの場合は、原則25日までのお申し込みで翌月期分から振替が開始されます。

口座振替の手続きが完了した場合、「納付方法変更のお知らせ」(ハガキ)にてお知らせいたしますので、お手数ですがそれまでは納付書にてご納付ください。

[TOP](#)

Q129 口座振替依頼書の書き方を教えてください。

A129 下記の記入例のとおりです。

記入後は、複写式 3 枚つづりの用紙すべてに銀行のお届出印を押印し、一番下(3 枚目)の「ご本人様控え」をお取りください。

上の 2 枚を同封の返信用封筒にて区役所あてにお送りくださるか、ご記入いただいた金融機関の窓口にご提出ください。

【令和 7 年 7 月 31 日までの案内】

1 令和6年 12 月 2 日以降に国民健康保険に加入の方

(1) マイナ保険証がある方
→資格情報のお知らせの 8 桁の番号を記入してください

(2) マイナ保険証がない方
→資格確認書の 8 桁の番号を記入してください

2 令和6年 12 月 1 日以前に国民健康保険に加入の方
→健康保険証の 8 桁の番号を記入してください

【令和 7 年 8 月 1 日以降の案内】

1 令和6年 12 月 2 日以降に国民健康保険に加入の方

(1) マイナ保険証がある方
→資格情報のお知らせの 8 桁の番号を記入してください

(2) マイナ保険証がない方
→資格確認書の 8 桁の番号を記入してください

【記入例】

★ (金融機関の場合)

★ (ゆうちょ銀行の場合)

Q130 世帯主以外の口座を引き落とし口座に指定できるか。

A130 指定できます。

必要書類をお持ちの上、お住いの区役所保険年金課にてお手続きください。また横浜市ホームページ内の『Web 口座振替受付サービス』でお申し込みください。

なお、区役所保険年金課でのお手続きの場合は、口座振替に変更されるまで2～3か月程度かかります。Webによるお申し込みの場合は、原則25日までのお申し込みで翌月期分から振替が開始されます。

どちらも、口座振替の手続きが完了した場合、『納付方法変更のお知らせ』(ハガキ)にてお知らせいたしますので、お手数ですがそれまでは納付書にてご納付ください。

<窓口でのお手続きの際に、ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・国民健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ(もしくは免許証やパスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類 ※最新の情報に記載されていること)
- ・届出の銀行印
- ・口座番号が分かる通帳やカード(窓口に来る方以外の口座でも可)

<Webによるお申し込みの際に、ご用意いただくもの(案内必須)>

- ・国民健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど、番号が分かるもの
- ・口座番号が分かる通帳やカード(窓口に来る方以外の口座でも可)

[TOP](#)

Q131 4、5月分が口座から引き落とされていない。4、5月分の納付書が届かない。

A131 国民健康保険料は6月から翌年3月までの10回に分けて納付いただくため、原則4・5月の納付はありません。

そのため、4・5月につきましては口座振替が行われることも、督促状等を除き納付書が届くこともありません。

なお、納付書払いの方につきましては、6月中旬以降にお送りする今年度の保険料額決定通知書に納付書を同封いたします。

[TOP](#)

Q132 口座振替で納付しているが、残高不足で引き落とされなかった場合の納付方法について教えてほしい。

A132 翌月中旬頃に督促状付納付書をお送りいたしますので、そちらでご納付くださいますようお願いいたします。

[TOP](#)

Q133 特別徴収または口座振替払いだが、一括で納付したい。

A133 下記のとおりです。

特別徴収 → 法令等の定めにより、保険料を一括で納めていても特別徴収が優先されるため、特別徴収を止めることはできません。

納付書にて一括でご納付くださった場合は、追って還付いたします。

口座振替 → 納付書により一括払いはできますが、納付の時期によっては口座振替が止められない場合があります。

一括納付のための前納用納付書の発行と納付の時期につきましては、お手数ですがお住まいの区の区役所保険年金課保険係にお問合せください。

[TOP](#)

Q134 クレジットカード払い、ペイジー払いは可能か。

A134 ご利用になれません。

(キャッシュレス決済はあり [Q137](#) 参照)

[TOP](#)

Q135 納付書が入っていないが、どうやって納付するのか。

A135 通知書にある「2 保険料の支払方法」という欄([Q51](#) 中、[③参照](#))をご覧ください。

現在の納付方法が記載されており、納付書をお送りしていない方につきましては口座振替もしくは特別徴収となっております。

納付書と記載されているにも関わらず封入されていない場合は、お手数ですがお住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。

[TOP](#)

Q136 納付書の期限が切れてしまったが、いつまで使用可能か。

A136 各区役所窓口の保険年金課、金融機関では期限が切れていてもお使いになれます。
コンビニエンスストアでは督促状や再発行した場合を除き、6月期納付書であれば8月末まで、
7月期納付書であれば9月末までお使いになれます。

[TOP](#)

Q137 コンビニ等での納付書払いや口座振替以外の納付方法はあるか。

A137 スマートフォンアプリを利用した納付方法があります。
具体的には、納付書に印刷されたバーコードを各収納事業者のスマートフォンアプリからカメラ
で読み取り、アプリ内の残高等を利用して納付できます。対象アプリは、「PayB」「楽天銀行」
「銀行 Pay」「PayPay」「auPAY」「J-Coin」です。
詳しくは国民健康保険のホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/hokenryo/default2022031.html>

[TOP](#)

国民健康保険に係る基礎知識・その他

Q138 保険料額決定通知書の文字が小さくて読みづらい。

A138 限られた紙面の中に、被保険者(加入者)の方へ、必要かつ十分な情報をお知らせしなければならぬため、ご覧のような通知書となっています。

記載されている内容は、いずれも、欠くことのできない情報です。
なにとぞご理解くださいますよう、よろしく願いいたします。

[TOP](#)

Q139 保険料額決定通知書は再発行できないのか。

A139 保険料額決定通知書は、保険料額を決定し通知して賦課するという行政処分に係る文書ですので、再発行できません。

同様の内容が記載されている「保険料額のお知らせ」を発行できますので、発行をご希望の場合はお手数ですが、お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せください。

[TOP](#)

Q140 介護保険に関する問合せ先を教えてください。

A140 介護保険専用ダイヤルにお問合せください。

【電話番号】045-577-4265

【FAX 番号】045-577-4267

【期間】令和7年5月12日～令和7年7月25日(土日祝日を含む)

【業務時間】8:00～19:00

※個別の内容のことであれば、区役所保険年金課(問い合わせ一覧参照)をご案内ください。

ただし、国民健康保険と同様に電話や窓口が混みあっていますので、電話がつながりにくい旨のご説明やお詫びをお願いいたします。

[TOP](#)

Q141 国民健康保険の特定健康診査に関する問合せ先を教えてください。

A141 横浜市けんしん専用ダイヤルにお問合せください。

【電話番号】045-664-2606

【FAX番号】:045-664-0403

【業務時間】月曜日から土曜日、午前8時30分から午後5時15分まで、祝休日および年末年始は除く)

[TOP](#)

Q142 後期高齢者医療保険制度に関する問合せ先を教えてください。

A142 問合せ先一覧表の区役所保険年金課保険係一覧を参照。

<補足> 後期高齢者医療保険料の通知書はいつ届くのか。

➔ 7月中旬ごろの予定です。

[TOP](#)

Q143 その他、市政一般に関する問合せ先を教えてください。

A143 横浜市コールセンターにお問合せください。

【電話番号】045-664-2525

【営業時間】8時～21時(年中無休)

[TOP](#)

マイナンバーカードの保険証利用について

Q144 マイナンバーカードを保険証として利用できるのか。

A144 マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前にマイナポータル等から「利用登録」が必要になります。

マイナンバーカードの保険証利用には、IC チップの中の電子証明書を使用するため、マイナンバー(12桁の番号)は使用されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用の詳細は国が設置するマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

【電話番号】0120-95-0178

【受付時間】(年末年始を除く) 平日 9時30分から20時00分まで/土日祝 9時30分から17時30分まで

[TOP](#)

Q145 オンライン資格確認とは何か。

A145 「オンライン資格確認」とは、マイナンバーカードやこれまでの健康保険証を利用して、医療保険の資格確認がオンラインでできるようになる仕組みです。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前にマイナポータル等で「利用登録」が必要です。

オンライン資格確認についての詳細やマイナポータルの操作方法は、国が設置するマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

【電話番号】0120-95-0178

【受付時間】(年末年始を除く) 平日 9時30分から20時00分まで/土日祝 9時30分から17時30分まで

[TOP](#)

Q146 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための「利用登録」の方法は。

A146 ご自身やご家族等のスマートフォン等でマイナポータルから登録する方法となりますが、それ以外の方法としては、顔認証付カードリーダーを設置する医療機関や薬局、セブンイレブン(コンビニエンスストア)店舗にあるATMでも登録ができます。

[TOP](#)

Q147 マイナンバーカードの申請方法は。

A147 国が設置するマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

【電話番号】0120-95-0178

【受付時間】(年末年始を除く) 平日 9時30分から20時00分まで/土日祝 9時30分から17時30分まで

[TOP](#)

Q148 保険証はなくなったのか。

A148 2024(令和6)年12月2日以降は新たな健康保険証の発行はありません。

以後はマイナ保険証の利用が基本となりますが、従来の保険証も有効期限まで(横浜市国保は最長令和7年7月31日まで)使用できます。

マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、保険証の有効期限までに「資格確認書(保険証サイズ)」を送付します。

マイナ保険証をお持ちの方が資格情報に変更等があった場合には、「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証と一緒に提示して使用します。

[TOP](#)

Q149 マイナ保険証を持っていない人はどうしたらいいのか。

A149 マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、保険証の有効期限までに「資格確認書(保険証サイズ)」を送付します。

今まで通り医療機関等にかかることができます。

[TOP](#)

Q150 限度額適用認定証は不要になるのか。

A150 マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請や提示は原則不要となります。(長期入院に該当する場合を除く)

[TOP](#)

マイナ保険証切り替え後の資格確認書等一斉交付について

Q151 紙の保険証(または資格確認書)の期限が令和7年7月31日で切れるが、どうなるのか。

A151 保険証利用登録されたマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)の利用が基本となっておりますが、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、7月末までにお送りします。

[TOP](#)

Q152 資格確認書とはどのような書類か。

A152 「資格確認書」はマイナ保険証をお持ちでない方に交付する書類です。医療機関等に提示することで、保険診療を受けることができます。

★資格確認書はカードサイズのうすい灰色で、特定記録郵便で郵送します。

[TOP](#)

Q153 資格情報のお知らせとはどのような書類か。

A153 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の利用登録をしている方に対して、資格情報の変更があった場合や、紙の保険証の有効期限が到達する令和7年7月の一斉交付時に交付します。マイナ保険証をお持ちの方に対し、登録されている保険情報(氏名、生年月日、被保険者番号、一部負担割合 等)を簡便にご確認いただくための書類です。

「資格情報のお知らせ」だけでは保険診療を受けることはできませんが、マイナンバーカードリーダーを設置していない医療機関等での受診や、国民健康保険加入直後で医療保険の資格情報が更新されていない期間(手続きから3営業日以内)の受診の際は、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを合わせて提示することで、保険診療を受けることができます。

★資格情報のお知らせは A4 用紙サイズの白色で、普通郵便で郵送します。

[TOP](#)

Q154 一斉交付のほか、資格確認書、資格情報のお知らせが交付されるのはどのような場合か。

A154

<資格確認書>

- ・マイナ保険証を保有していない方が新しく国保に加入した時
- ・健康保険証の利用登録解除申請者及びマイナンバーカード返納者
- ・70 歳年齢到達者でマイナ保険証を保有していない者
- ・電子証明書の更新を失念した者
- ・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない者
- ・資格確認書の有効期限が到達した者(マイナ保険証を保有していない場合)
- ・マイナンバーカードを紛失した者及びマイナ保険証を持っているが、要配慮者(※)等で交付を希望する者。(申請により交付)

※要配慮者…介助者等の第三者が、高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など、マイナ保険証での受診が困難である者

<資格情報のお知らせ>

- ・マイナ保険証を保有している方が新しく国保に加入した時
- ・再交付、負担割合等記載事項に変更があった時
- ・70 歳年齢到達者で、マイナ保険証を保有している者

[TOP](#)

Q155 資格確認書または資格情報のお知らせが届いてないのだが。

A155 紙の保険証の有効期限が到達するまでは、必ずしも発行されるものではありません。

記載事項に変更がない場合は令和 6 年 12 月 2 日以降も発行されず、令和 7 年 7 月の一斉交付にて国民健康保険全被保険者にどちらかの書類が交付されます。

区役所で発行された資格確認書等が届いていないという場合は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にお問合せください。

(参考)

資格確認書は特定記録郵便でお送りします。また転送先にも郵送されます。
資格情報のお知らせは普通郵便でお送りします。また、転送先にも郵送されます。

[TOP](#)

Q156 窓口で手続きをした後、すぐに受診をしたいのだが。

A156 「資格確認書」も「資格情報のお知らせ」も一定の本人確認書類をご提示いただくことで、窓口にて交付しています。一定の本人確認書類の提示がない場合は後日郵送いたします。

「資格確認書」は顔写真のある本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等)1点か顔写真のない本人確認書類2点のご提示で、窓口で交付しています。

なお、「資格確認書」が郵送の場合、本人確認書類(顔写真の有無を問わない)1点にて、「資格確認書」の代わりとなる「受療証」を交付することができるため、区役所の窓口で申し出ください。

「受療証」は「資格確認書」が郵送で届くまでの間、期間を限定して保険診療を受けることができるための書類です。

「資格情報のお知らせ」は本人確認書類(顔写真の有無を問わない)1点のご提示で、窓口交付しています。

ただし、本人確認書類が最新の情報でない(引越して住所の記載が実態と異なる等の)場合、窓口で交付できないことがあります。

[TOP](#)

Q157 資格確認書、資格情報のお知らせの有効期限は。

A157 資格確認書及び70歳以上の資格情報のお知らせについては令和9年7月31日です。

70歳以下の資格情報のお知らせについて期限はありません。

なお、資格確認書の方で令和9年7月31日までに70歳または75歳になる場合や、資格情報のお知らせの方で令和9年7月31日までに75歳になる場合は期限が異なる場合があります。

[TOP](#)

Q158 資格情報のお知らせではなく資格確認書が欲しいのだが。

A158 恐れ入りますが、マイナ保険証お持ちの方は、マイナ保険証をご利用いただけるため、ご自分の資格情報を簡便に確認できる、資格情報のお知らせを交付しています。

マイナンバーカードを紛失した者またはマイナ保険証を持っているが、要配慮者(※)等で資格確認書の交付を希望する者については、申請により交付することが出来ますので、お住まいの区の区役所保険係にご相談ください。

※要配慮者…介助者等の第三者が、高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など、マイナ保険証での受診が困難である者

[TOP](#)

Q159 施設入居等の理由によりマイナ保険証での受診が困難な場合どうすればよいか。

A159 マイナ保険証を持っているが、介助者等の第三者が、高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など、マイナ保険証での受診が困難である要配慮者に該当する場合、申請により資格確認書の交付を受けることができます。申請方法等詳細についてはお住まいの区の区役所保険年金課保険係にお問い合わせください。

[TOP](#)